

官報

号外

平成十九年十一月十三日

○第百六十八回国会 衆議院会議録 第十二号

平成十九年十一月十三日(火曜日)

議事日程 第十号

平成十九年十一月十三日

午後一時開議

第一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

国家公務員倫理審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

地方分権改革推進委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

電気通信事業紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

国家公務員倫理審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

地方分権改革推進委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

電気通信事業紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

内閣から、
国家公務員倫理審査会会長及び同委員検査官

総合科学技術会議議員
地方分権改革推進委員会委員

国家公安委員会委員
電気通信事業紛争処理委員会委員

電波監理審議会委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員

公安審査委員会委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会委員

運輸審議会委員

及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君を、

同委員に草野忠義君及び羽入佐和子君を、

検査官に山浦久司君を、

総合科学技術会議議員に本庶佑君及び栗田洋子君を、

地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君を、

電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑裕君、富沢木実君及び洲上玲子君を、

日本放送協会経営委員会委員に大滝精一君及び井原理代君を、

中央更生保護審査会委員に志村洋子君を、

中央社会保険医療協議会委員に庄司洋子君を、

運輸審議会委員に大屋則之君及び廻洋子君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に大森淳君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、
国家公務員倫理審査会委員に北城恪太郎君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を
与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術会議議員に榊原定征君を、
電波監理審議会委員に小館香椎子君を、
日本放送協会経営委員会委員に深谷紘一君を、
公安審査委員会委員に橋本五郎君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いづれ
も同意を与えることに決まりました。

次に、

国家公安委員会委員に田尾健二郎君を
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を
与えることに決まりました。

次に、

労働保険審査会委員に平野由美子君を、
運輸審議会委員に長尾正和君を、
公害健康被害補償不服審査会委員に田中義枝君
を
任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いづれ
も同意を与えることに決まりました。

日程第一 テロ対策海上阻止活動に対する補
給支援活動の実施に関する特別措置法案
(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、テロ対策海上阻
止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別
措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国際テロリズムの防
止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復
興支援活動等に関する特別委員長深谷隆司君。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の
実施に関する特別措置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔深谷隆司君登壇〕

○深谷隆司君 たいま議題となりましたテロ対
策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関
する特別措置法案につきまして、本委員会におけ
る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

旧テロ対策特別措置法に基づいて実施してきま
した海上自衛隊による協力支援活動は、国際テロ
リズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組
みに貢献してまいりました。これらを踏まえ、本
案は、引き続き我が国がその取り組みに積極的か
つ主体的に寄与しようとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、補給支援活動の実施は、武力による威
嚇または武力の行使に当たるものであつてはなら
ず、我が国領域や戦間行為が行われていないイン
ド洋及び外国の領域等において実施するものであ
ります。

第二に、内閣総理大臣は、補給支援活動を実施
するに当たつて、あらかじめ、実施計画案に関し
閣議の決定を求めなければならないとしておりま
す。

第三に、内閣総理大臣は、実施計画の決定また
は変更があつたときは、その内容について、補給
支援活動が終了したときは、その結果について、
遅滞なく、国会に報告しなければならないとして
おります。

第四に、この法律は、公布の日から施行し、一
年を経過した日に効力を失ふこと等であり、
本法律案は、去る十月十七日本院に提出され、
同月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑

が行われました。

本委員会におきましては、翌二十四日町村内閣
官房長官から提案理由の説明を聴取いたしました。
次いで、二十六日より質疑に入り、同日福田
内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行い、二十九
日には守屋前防衛事務次官を招致し、証人喚問を
行いました。また、十一月五日には参考人からの
意見聴取、さらに、七日、秘密会における参考人
からの意見聴取に続き、防衛省問題についての集
中審議を行いました。昨日四たび福田内閣総理大
臣の出席を求め締めくくり質疑を行うなど、四十
時間五十五分にわたる質疑を連日熱心かつ慎重に
行つてまいりました。かくして、質疑終局の後、
討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつ
て原案のとおり可決すべきものと議決した次第で
あります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順
次これを許します。田嶋要君。

(田嶋要君登壇)

○田嶋要君 民主党の田嶋要です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただい
ま議題となりましたいわゆる新テロ特措法案につ
いて、反対の立場から討論をいたします。(拍手)
まず、過去六年間、インド洋上での過酷な環境
の中、肅々と給油活動の任務を全うされた海上自
衛隊の方々に心より敬意を表します。

反対理由の第一は、過去の活動の問題でござい
ます。

今回はつきりしたことは、給油開始後、イラク
戦争勃発までの最初の一年と四カ月で、海上自衛
隊の油の実に九八％は米国艦船に提供され、主に
アフガニスタン本土への空爆を行ったということ
です。これは、過去六年間の米国への給油量の七
三％に当たります。そして、過去六年間では、米
国艦船への給油は全給油量の八割です。つまり、
十一カ国が参加をした海上阻止活動への給油とい

うのは、実は名は体をあらわしていないのであり
ます。

政府は、旧テロ特措法はそのようなアフガニス
タン空爆への給油を認めていたと主張します。し
かし、国民が十分に知らされていたとは言えませ
ん。また、政府は、アフガニスタンでの武力行使
を警察的活動と呼び、さらに、海上自衛隊自身は
非戦闘地域に在るため武力行使とは一体化しない
という主張を繰り返しますが、果たしてこれが説
得力あるものなのか、疑問です。

さらに、二〇〇三年三月二十日にはイラク戦争
が始まりました。私たちは、空母キティホーク
やミサイル駆逐艦ポール・ハミルトンがイラク戦
争に従事していた可能性を証拠に基づいて指摘を
いたしました。一方、政府は、日本の法律に違反
するような油の使い方はしていないというアメリ
カ政府の主張をただ繰り返すばかりです。どちら
の主張がより信頼に足るものでしょうか。

言うまでもなく、米海軍の活動の実現を日本の
都合で変更するなどできるはずはありません。つ
まり、日本国内での議論では、アフガニスタンと
イラクとは全く別個の軍事活動として説明されて
きましたが、その説明は、複数の軍事活動を前提
とした米海軍の現実とははさまで、最初から破綻
していたのです。

しかも、この点に関する政府答弁は以前とずれ
てきています。二〇〇三年五月、当時の政府はこ
う明言しています。イラクとの戦争に私どもから
補給を受けた船が参加することはテロ特措法違反
である。しかし、今の臨時国会では、こういう趣
旨の答弁に変わりました。補給を受けたその艦船
が他の任務を付与されていること自体は別に問題
がない。今や、補給を受けた艦船がアフガニスタ
ンと同時にイラク戦争に従事している、油の転
用ではなく、合法的な給油となったのです。
本当の海上阻止活動以上に、多くの油が使われ
たアフガニスタン空爆。そして、アフガニスタン
空爆からイラク戦争。さらにその先に一体何が来

るのか。そして、残念ながら、油はまじるのであります。自衛隊からもらった油だけが別のタンクに入るわけではありません。要するに、米艦船が複数任務を行い、そして我が国が従来の枠組みのまま給油をする限り、海上阻止活動を支援する名目の給油は、さまざまな戦争の後方支援をする可能性に全く歯どめがかからない。そして、それにこれまでおよそ六億円の税金が投じられてきた。政府はそのことを承知の上で、またそれを許す法案を提出しているのです。

反対理由のその二は、国益との整合性の問題です。政府は、給油活動が我が国の国益にかなうベスな活動だと主張します。そして、その主張の論拠の一つが、いわゆるシーレーン防衛です。しかし、それも説得力がありません。

過去十年余りのデータでは、日本関係船舶が襲われた事件は、インド洋では年平均一・六件、他方、マラッカ海峡を含むアジア地域では年十二・三件、実に八倍です。シーレーンが重要、だと言うのであれば、インド洋の前に、まずアジアの海域です。さらに、海上阻止活動が我が国の国益なのであれば、なぜ給油なのでしょう。しかも、日本だけがたまたま。だからこそみんなに感謝をされたということなのでしょう。歯どめのかららない軍事行動への給油よりも、むしろ、国益にかなう活動として、海上自衛隊による海上阻止活動そのものを検討するべきです。

反対理由の三は、防衛省の体質の問題であります。

まず、あの八十万ガロンと二十万ガロンの取り違えの問題です。イラク転用疑惑への当時の政府の反論は、今や完全にその根拠を失いました。組織ぐるみで事実を隠べいた疑いもぬぐい切れません。誤った情報に基づき国民に虚偽の答弁を行い、そして旧法の延長をした政府の責任は重大であります。

また、自衛隊補給艦の航海日誌の一部が規則に

反して破壊されていた事実も判明しました。これも、都合な情報の隠べいと疑われても仕方ありません。また、これとは逆に、秘匿すべき情報が過って開示された事例も見つかりました。

要するに、むちゃくちゃなんです。無論、自分たちの組織の事務方のトップが接待ゴルフ漬けでは、組織の規律が失われるのも無理からぬことかもしれません。

しかし、それでも、自衛隊は実力組織であります。文民統制のベースとなる組織の規律、情報管理が問題だらけでは、一体どうして文民統制が担保できるのでしょうか。意図的な隠べいであれば、なおさらです。そして、そのような組織が米

国と交換公文で確認しているという給油活動も、国民に信じろと言う方が無理な相談です。まさに、このような文民統制の危機のさなかに、そして防衛省と山田洋行をめぐる疑惑などの究明がこれからというときに、わざわざ国会承認規定を外した新法案を通そうとすることは、まさに暴挙であります。

反対の理由の四は、テロとの闘いの手段の問題です。

アフガニスタンをテロと麻薬の温床にしてはいけません。しかし、実際は既に温床になっています。自爆テロは急増、ケシ栽培は世界の九三%、過去六年、悪化の一途です。イラクに次ぐ泥沼化が強く懸念をされています。

テロとの闘いに武力行使は本当に有効なのか、もはやだれと闘っているかわからない、殺しなから人道援助ができるのか、疑問は膨らむ一方です。だからこそ、今、立ちどまって熟慮が必要なのではないでしょうか。医療に例えれば、六年間治療を試みた、病状は改善の兆しなし。であれば、治療を変えてみるべきではないか。

我が国は、アフガニスタンにおける武装解除などを成功させました。米国、イギリス、ドイツ、イタリアもそれぞれ国軍建設、麻薬対策、警察再建、司法改革を担当しましたが、その中でも日本

の成功は際立っていたと評価されています。湾岸戦争のトラウマということが言われますが、しかし、一兆五千億も日本が払って、クウェートにはわずか十六億円しか届かなかったのとは違い、アフガニスタンには、我が国は一千四百億円の経済的支援を行い、武装解除に象徴されるすぐれた人的貢献を行ってきました。そして、これから

も、我が国がアフガニスタンの真の和平プロセスと民生・人道復興に関して、オール・ジャパンで強化すべき支援策は幾つもあります。

米国やイギリスでも、イラク戦争を初めとして、テロとの闘いに武力行使が有効かどうか、そして財政は負担に耐えられるか、次第に世論の圧力が強くなってきたいます。民主党は、参議院にイラク特措法廃止法案を提出いたしました。平和という山の頂につながらるテロとの闘いは一つではありません。米国の同盟国日本だからこそ、今、米国の追従ではなく、米国とは違う道を登り始める必要がある。そこそが戦略的なテロとの闘いと考えます。そして、そういう我が国の決断に米

国を含む国際社会がいつか感謝する日がやってくる、その信念を最後に申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 西村康稔君。

(西村康稔君登壇)

○西村康稔君 私は、自由民主党の西村康稔です。

自民党を代表して、議題となっておりますテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

平成十三年にアメリカで発生した九・一一同時多発テロは、二千九百七十三人もの犠牲者を出した残酷かつ卑劣な事件であります。その際には、日本国民も二十四名の方が命を落とされまし

た。テロとの闘いは、まさに我が国自身の安全保障の問題でもあるわけです。

この九・一一テロ以降、国際社会はテロを根絶

するための取り組みを続けてまいりました。今現在も、このテロ攻撃を実行したアルカイダの拠点となっていたアフガニスタンを再びテロの温床としないため、すべてのNATO加盟国を含む四十カ国以上がアフガニスタン本土へ部隊を派遣するなど、国際社会はテロとの闘いに一致団結して取り組んでおります。

このような中、我が国は、我が国憲法の範囲内でテロとの闘いに主体的に取り組んでいくとの考え方に基づき、直ちに旧テロ対策特措法を制定し、海上自衛隊による補給活動等を実施してまいりました。

この旧テロ対策特措法に基づく補給活動は、それ自体として武力の行使に当たるものではなく、また、その活動地域がいわゆる非戦闘地域に限定されていることなどから、憲法第九条が禁じる武力の行使に当たるものではなく、憲法の範囲内で、我が国が国際社会における責務を果たすものであります。

この補給活動については、民主党の小沢代表からは憲法違反であるとの指摘がありますが、旧テロ対策特措法が平成十三年に成立した後、自衛隊の活動に関する国会承認の際には、民主党は、この補給活動も含め、これに賛成をされたということとを事実として申し上げたいと思えます。

さて、この旧テロ対策特措法が成立して以来、我が国は、六年間にわたって、インド洋におけるテロリストや武器、麻薬の移動の阻止を目的とする海上阻止活動、いわゆるOEF・MIOへの補給活動を行ってまいりました。そして、これにより、テロの防止、根絶のための国際的な取り組みの一翼を担ってきたわけであります。

さらに、この活動は、結果として、インド洋における海上交通の安全確保に役立つものとなっており、石油資源の大部分を中東地域からの海上輸送に依存している我が国の国益に大きく貢献するものであることは、明白な事実であります。

しかし、残念ながら、旧テロ対策特措法は、十

一月一日二十四時をもって失効いたしました。このため、我が国の海上自衛隊の部隊は、補給活動を中断し、現在、帰国の途上にあります。日中の気温が五十度にも及び、甲板の温度は七十度を超えるような厳しい勤務環境の中で、整々と任務に従事してこられた自衛隊の皆さんに対して、心より敬意を表したいと思います。

他方、テロとの闘いがいまだ道半ばである現在、また、他の国々がアフガニスタン本土における活動を忍耐強く実施、協力している中で、我が国だけが脱落するようなことがあってもよいのでしょうか。時折しも、経済力も相対的に低下し、海外から我が国への投資も減少してきている中で、経済的にもそして外交的にも、日本が国際社会の中で存在感を失い、孤立していくことを危惧するものであります。

もとより、アフガニスタンをテロの温床としたためには、民生面での復興支援を行い、同国の復興を進めることが重要であります。我が国はこれまで、兵士の武装解除と就業支援、学校、病院の復興支援など、人道支援の分野で一千四百億円以上の支援を行っております。しかしながら、これらの支援をもって海上阻止活動に代替できるものではありません。国際社会においては、各国とも、部隊の派遣と復興・民生支援のこの二つを、いわば車の両輪として実施してきているわけであり、ます。

政府が提出したこの補給支援特措法案は、まさにこうした重要な活動を再開するための法律案であり、テロ対策特別委員会において、これまでに、証人喚問、参考人質疑、そして集中審議も含め、四十時間にも上る審議、議論を行ってまいりました。既に十分に議論を尽くしてきたものと考えております。

とりわけ、審議、議論の過程においては、自衛隊の海外派遣のためのいわゆる一般法、恒久法の議論が民主党の議員からも積極的に提起されるなど、極めて建設的なものであります。この一般

法の議論については、昨今の国際情勢の変化を受けた国際平和協力のためのさまざまな取り組みに我が国として機動的に対応し、かつ的確に推進する観点から、真剣に検討すべき課題であると考えます。与野党における議論を初め、国民的な議論の深まりを十分に踏まえつつ、重要な課題として引き続きしっかりと、かつ建設的な議論を行っていくべきであると考えます。

しかしながら、一方で、国際社会から強い要請があり、その再開が喫緊の課題ともなっているこの補給支援活動を実施するための補給支援特措法案については、最後まで民主党としての正式な対案が法案として示されなかったことは、非常に残念なことであり、ます。政府に対する批判のみで、この最も重要な国家政策である安全保障政策において民主党内の意見の集約がなされなかったことは、小沢代表も認めておられるとおり、民主党は政権担当能力があるのかとの疑問を提起せざるを得ません。

政府においては、国民の皆様の理解と協力のもとにこの補給支援活動を実施していくため、テロ対策特別委員会においても議論され、さまざまな指摘を受けた補給支援活動の透明性の一層の向上を図るとともに、調達のあり方の改善等を行い、シビリアンコントロールが揺るぎのないものであることをしっかりと示し、防衛省に対する信頼回復を図ることが何よりも大切なことであると考えます。

そして、このような取り組みを推進すると並行して、我が国として、本法案により補給支援活動一日も早く再開することが、我が国の果たすべき国際的責務を全うするものであると考えます。

日本国憲法前文にある「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。このことを実現していくものであると考えます。

以上をもちまして、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案に

ついて、賛成の立場からの討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤嶺政賢君。

(赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、新テロ特措法案に反対の討論を行います。(拍手)

第一に、本法案は、憲法違反の報復戦争支援をこれまでどおり継続するものであり、断じて容認できません。

政府は、補給対象をテロ対策海上阻止活動を行う艦船に限定すると言ってきました。しかし、審議の中で、複数の任務につく米軍艦船への補給を除外しないと答弁したのであります。要するに、限定などできないということであり、ます。

もともと米軍は、インド洋、ペルシャ湾の海域で、海上阻止活動だけでなく、対アフガン、対イラク作戦を一体で進めています。空母戦闘打撃群、強襲揚陸艦などを常時展開し、その時々米軍の判断で必要とする作戦を遂行しているのです。まさに、米軍の運用次第で、空爆を含むあらゆる米軍活動を支援することになるのであります。

イラク作戦転用疑惑では、政府が根拠としてきた二十万ガロンという給油量も、米側に確認したという事実も、いずれも虚偽であったことが明らかになりました。二重のうそに基づいて国会と国民に虚偽の説明をした責任は、極めて重大です。七百九十四件の全件調査なるものも、米側に確認したのではなく、米軍艦船の海域から勝手に推定したにすぎません。

しかも、官房長官は、対アフガン任務を兼ねていれば、イラク戦争のような大規模な空爆を行う艦船であっても給油できると答弁したのであります。政府がイラク作戦への転用を容認してきたことは明らかです。給油活動の再開など、もつてのほかと言わなければなりません。

第二に、本法案がテロ根絶に逆行するものだということを述べます。

この六年間、テロに戦争で対応してきたことが、新たな憎しみと暴力を生み、アフガン情勢の泥沼化をつくり出してしまいました。報復戦争から平和への切りかえが今、求められています。

カルザイ大統領自身が、テロリストでないタリバンを含む反政府勢力との政治的対話の道を模索しています。アフガン国会も、軍事作戦の中止を決議しているのです。こうした和平の方向こそ、日本は支援すべきであります。

総理は、和平プロセスの推進は重要だと答弁しました。外務大臣は、軍事作戦が自爆攻撃を急増させたのは一面の真理だと認めました。ならば、本法案は撤回し、アメリカに軍事作戦の中止を求めるのが当然ではありませんか。

民生支援と掃討作戦は車の両輪などと言って報復戦争支援を継続するのは全く矛盾しています。殺しながら助ける支援などあり得ないのであります。

第三に、防衛省・自衛隊が疑惑まみれだということです。

守屋前防衛事務次官と軍需専門商社との癒着問題は、兵器調達にとどまらず、政治家、さらには米軍再編をめぐる利権疑惑にまで広がる様相を見せています。この疑惑の徹底究明こそ必要です。

最後に、特別委員会での審議を中断し、福田総理が小沢民主党代表と密室協議を行い、自衛隊海外派兵恒久法まで議論しながら、いまだにその真相を明らかにしていないことは重大です。恒久法と称して、アメリカの戦争を支援するためいつでも海外出動できる体制をつくるなど、断じて容認できません。

日本共産党は、本法案の廃案のため全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 谷口和史君。

(谷口和史君登壇)

○谷口和史君 公明党の谷口和史でございます。ただいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置

法案について、公明党を代表して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

六年前に米国で起きた同時多発テロ事件では、日本人二十四人を含む二千九百七十三人ものという人命が一瞬にして奪われました。そして、現在も、多くの罪のない一般市民を巻き込む無差別テロが世界各地で頻発しており、テロが国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であることは明白であります。

テロとの闘いは今日も依然として続いており、アフガニスタンでは、同国をテロの温床とし、ため、対イラク戦争に参加しなかったドイツ、フランスを初め四十カ国以上の国が今も部隊を派遣しております。

我が国も、同時多発テロ事件の発生直後にテロ対策特措法を速やかに制定し、テロとの闘いに主体的に取り組んでまいりました。

諸外国が行う海上阻止活動は、テロリストにインド洋を自由にさせないという抑止の意味からも極めて重要であり、海上阻止活動に従事する諸外国の艦船に対する海上自衛隊の給油、給水活動は、その重要な基盤となるものであります。

このような我が国の貢献に対して、諸外国から高い評価と謝意、継続への要請が行われる中、去る十一月一日、テロ対策特措法の失効に伴い、海上自衛隊は任務を終了、針路を日本に向けました。

我が国の活動は、各国から高い評価を受けてきました。アフガニスタンの駐日大使も、今月二日、給油活動がタリバンやアルカイダとのテロとの闘いに大変貢献したと述べております。アフガニスタンのみならず、テロとの闘いに取り組んでいる諸外国からも、自衛隊の活動継続に対する強い期待が表明されており、今般の活動中断に對しては、残念に思うとの反応が数多く届いているところであります。

先日來日したゲーツ米国防長官は、海上自衛隊の活動について、対テロ戦争に對する非常に大

きな役割を果たしていると述べ、評価をしております。さらに、国連の事務総長も、アフガニスタンに関する活動に従事しているすべての政府が現在のコミットメントを継続することを強く望むとの声明を出しております。十月二十九日の最後の補給相手となったパキスタン艦船は、「自由のための燃料」ときわ ありがとう」と横断幕で感謝を伝えた報道されております。

今も、国際社会は一致団結し、自由のために、卑劣かつ残忍なテロとの闘いを続けております。

我が国は、沿岸危機のときの教訓を踏まえ、一國平和主義からの脱却を進めながら、憲法の枠内で国際平和協力活動への取り組みを地道に積み重ね、国際社会からの信頼と理解を勝ち得てまいりました。今般の特措法の失効によって、六年間にわたるインド洋での活動を中断せざるを得なくなったわけでありますが、これまでのこうした努力が水泡に帰するようないことは絶対にあってはなりません。国際社会の責任ある一員として、補給支援特措法を成立させ、一日も早く海上自衛隊のインド洋における活動をぜひとも再開する必要があります。

自衛隊の海外における活動に対する国会のコントロールのあり方についても今国会では焦点となっておりまうけれども、この点でも議論は十分尽くされたと考えております。

言うまでもなく、自衛隊を海外に派遣するに当たっては国会のコントロールが及ばなければなりません。この点で、補給支援特措法案は旧テロ対策特措法よりも文民統制が強化されているものと考えます。

補給支援特措法案では、派遣する自衛隊の具体的な活動を外国艦船への給油、給水に限定し、実施区域をインド洋及びその上空、インド洋沿岸領域等と明示をいたしております。これらの内容は、旧テロ対策特措法では政府が作成する基本計画で定められ、国会での事後承認事項とされていましたが、補給支援特措法案では、これらの事項

はあらかじめ法律に書き込まれております。これによって、法案の国会審議そのものが、旧法に基づく国会承認と同等と見ることができると考えます。

その上で、法律の有効期間について、旧法では二年間とされていましたが、公明党の主張により、活動継続の必要性について幅広い国民の御理解と支持を得るために、今般の法案ではこれを一年間としております。これによって、活動を延長する場合は一年ごとに国会で活動内容を審議することになります。つまり、実質的には事前承認となり、旧テロ特措法以上に文民統制を確保することができたと考えます。

以上、述べた理由から、世界の平和と安定に寄与するとの誇りを持って、一刻も早く、再び我が国が海上自衛隊をインド洋に派遣することを念願し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

最後に、民主党の皆様には、テロとの闘いという大局的な見地から、反対の極の対極ではなく、大きい、高い見地から、ぜひ対案を出していただき、話し合いのテーブルに着かせることを切にお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

○阿部知子君(阿部知子君登壇) 阿部知子君です。私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案に対し、反対の立場から討論を行います。(拍手)

十月七日、アフガニスタン攻撃によって開始されたOEF、不朽の自由作戦は、国際社会が培ってきた戦争の非合法化の流れに真っ向から逆らう国際法違反の軍事報復行動であり、予防戦争でもありません。

九・一一米国内での同時多発テロを受けて上げられた国連安保理決議一三六八号は、テロ実行犯の引き渡しによる司法的解決、平和的手段による

解決を求めたもので、同時にその前文で米国の個別的自衛権あるいは集団的自衛権の権利を確認しつつも、武力行使、まして体制変更のための戦争を容認するものではなかったはずで、しかし、米国はその後、テロ組織アルカイダと大量破壊兵器の存在を理由に、アフガニスタンからイラクへと戦争を拡大させ、さらに近年、イランへの攻撃すら検討されていると聞きます。

一方、この戦争の実相は、あくまで緊急避難であるはずの個別的・集団的自衛権の行使としてのOEFが今日に至るまで六年以上も継続され、米國を初めとする連合軍兵士はもろろんのこと、イラクでもアフガニスタンでも多くの非戦闘員の犠牲を生み、さらにテロは拡大の一途という悪循環を生んでいます。対テロ軍事行動は、世界をより危険で憎しみと暴力に満ち満ちたものとしたしました。

だからこそ、OEF・MIO支援のための我が國の海上自衛隊による補給活動は、彼らの真摯な努力に感謝するとともに、今日きっぱり中止し、テロに對しての国際社会の取り組みを再度仕切り直す必要があると考えます。わけでも、パキスタンやイラン等の近隣諸國、タリバンをも含めた諸勢力を集めた和平のテーブルづくりは、不穩の拡大する中東において早急に実現されねばならない課題であり、日本はそのためにこそ汗をかくべきです。

また、治安は悪化し、生活は破壊され、国土は荒れ果て、ケシの栽培によって生計を立てるアフガニスタンの人々に対して、武装解除、国軍創設、警察再建、司法整備、麻薬対策など治安分野改革にも、ODAとあわせ日本の文民貢献が必要とされます。また、これまで現地での信頼や評価の高いNGOの活動も十分に生かされるべきです。日本の事情で自衛隊をどう使うかよりも、まず相手國のニーズをきちんと把握することと思ひます。

加えて、新たに提案された給油法の前提には、

江崎洋一郎君	江渡 聡徳君	桜井 郁三君	櫻田 義孝君
江藤 拓君	衛藤征士郎君	笹川 堯君	清水鴻一郎君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君	清水清一朗君	塩崎 恭久君
遠藤 宣彦君	小川 友一君	塩谷 立君	七条 明君
小此木八郎君	小里 泰弘君	実川 幸夫君	篠田 陽介君
小野 次郎君	小野 晋也君	柴山 昌彦君	島村 宜伸君
尾身 幸次君	越智 隆雄君	下村 博文君	新藤 義孝君
近江屋信広君	大島 理森君	菅 義偉君	菅原 一秀君
大塚 高司君	大塚 拓君	杉浦 正健君	杉田 元司君
大野 松茂君	大野 功統君	杉村 太藏君	鈴木 馨祐君
大前 繁雄君	大村 秀章君	鈴木 俊一君	鈴木 淳司君
太田 誠一君	岡下 信子君	鈴木 恒夫君	関 芳弘君
岡部 英明君	岡本 芳郎君	田中 和徳君	園田 博之君
奥野 信亮君	加藤 勝信君	田中 良生君	田村 恵久君
加藤 紘一君	嘉数 知賢君	平 将明君	高市 早苗君
海部 俊樹君	鍵田忠兵衛君	高木 毅君	高鳥 修一君
片山さつき君	金子 一義君	竹下 亘君	竹本 直一君
金子善次郎君	金子 恭之君	武田 良太君	武部 勤君
上川 陽子君	亀井善太郎君	棚橋 泰文君	谷 公一君
亀岡 偉民君	鴨下 一郎君	谷垣 禎一君	谷川 弥一君
川崎 二郎君	川条 志嘉君	谷畑 孝君	谷本 龍哉君
河井 克行君	河村 建夫君	中馬 弘毅君	土屋 品子君
瓦 力君	木原 誠二君	土屋 正忠君	寺田 稔君
木原 稔君	木村 太郎君	とかきなおみ君	戸井田とおる君
木村 隆秀君	木村 勉君	渡海紀三朗君	土井 亨君
木村 義雄君	岸田 文雄君	土井 真樹君	徳田 毅君
北川 知克君	北村 茂男君	富岡 勉君	中川 昭一君
北村 誠吾君	倉田 雅年君	中川 秀直君	中川 泰宏君
小池百合子君	小坂 憲次君	中谷 元君	中根 一幸君
小島 敏男君	小杉 隆君	中野 清君	中野 正志君
木挽 司君	後藤 茂之君	中森ふくよ君	中山 太郎君
後藤田正純君	河本 三郎君	中山 成彬君	中山 泰秀君
高村 正彦君	近藤三津枝君	仲村 正治君	永岡 桂子君
近藤 基彦君	佐田玄一郎君	長崎幸太郎君	長島 忠美君
佐藤 剛男君	佐藤 勉君	長勢 甚遠君	並木 正芳君
佐藤ゆかり君	坂井 学君	二階 俊博君	丹羽 秀樹君
斉藤斗志二君	坂本 哲志君	丹羽 雄哉君	西川 京子君
剛二君			

西川 公也君	西野あきら君	谷津 義男君	安井潤一郎君
西村 明宏君	西村 康稔君	保岡 興治君	柳澤 伯夫君
西銘恒三郎君	西本 勝子君	柳本 卓治君	山内 康一君
額賀福志郎君	根本 匠君	山口 俊一君	山口 泰明君
野田 聖子君	野田 毅君	山崎 拓君	山中 燦子君
葉梨 康弘君	萩山 教嚴君	山本 明彦君	山本 公一君
萩原 誠司君	橋本 岳君	山本 幸三君	山本 拓君
馳 浩君	鳩山 邦夫君	山本ともひろ君	山本 有二君
浜田 靖一君	早川 忠孝君	与謝野 馨君	吉川 貴盛君
林 潤君	林 幹雄君	吉田六左エ門君	吉野 正芳君
林田 彪君	原田 憲治君	若宮 健嗣君	渡辺 具能君
原田 令嗣君	原田 義昭君	渡辺 博道君	渡辺 喜美君
平井たぐや君	平口 洋君	赤羽 一嘉君	赤松 正雄君
平沢 勝榮君	平田 耕一君	井上 義久君	伊藤 涉君
広津 素子君	深谷 隆司君	池坊 保子君	石井 啓一君
福井 照君	福岡 資麿君	石田 祝稔君	上田 勇君
福田 峰之君	福田 康夫君	漆原 良夫君	江田 康幸君
福田 良彦君	藤井 勇治君	遠藤 乙彦君	大口 善徳君
藤田 幹雄君	藤野真紀子君	太田 昭宏君	神崎 武法君
二田 孝治君	船田 元君	北側 一雄君	佐藤 茂樹君
古川 禎久君	古屋 圭司君	齊藤 鉄夫君	坂口 力君
保坂 武君	保利 耕輔君	田端 正広君	高木美智代君
細田 博之君	堀内 光雄君	高木 陽介君	谷口 和史君
馬渡 龍治君	牧原 秀樹君	谷口 隆義君	富田 茂之君
増原 義剛君	町村 信孝君	西 博義君	東 順治君
松島みどり君	松浪 健太君	福島 豊君	冬柴 鐵三君
松野 博一君	松本 文明君	古屋 範子君	榎屋 敬悟君
松本 洋平君	三ッ林隆志君	丸谷 佳織君	鈴木 宗男君
三ッ矢憲生君	三原 朝彦君	玉沢徳一郎君	中村喜四郎君
御法川信英君	水野 賢一君	平沼 赳夫君	
宮腰 光寛君	宮澤 洋一君		
宮路 和明君	宮下 一郎君		
武藤 容治君	村上誠一郎君	安住 淳君	赤松 広隆君
村田 吉隆君	望月 義夫君	池田 元久君	石川 知裕君
茂木 敏充君	盛山 正仁君	石関 貴史君	泉 健太君
森 英介君	森 喜朗君	市村浩一郎君	岩國 哲人君
森山 裕君	森山 眞弓君	内山 晃君	枝野 幸男君
やまざわ太郎君	矢野 隆司君	小川 淳也君	小沢 一郎君
		小沢 鋭仁君	大串 博志君

谷津 義男君	安井潤一郎君	大島 敦君	大畠 章宏君
保岡 興治君	柳澤 伯夫君	太田 和美君	逢坂 誠二君
柳本 卓治君	山内 康一君	岡田 克也君	岡本 充功君
山口 俊一君	山口 泰明君	奥村 展三君	加藤 公一君
山崎 拓君	山中 燦子君	金田 誠一君	川内 博史君
山本 明彦君	山本 公一君	川端 達夫君	菅 直人君
山本 幸三君	山本 拓君	吉良 州司君	黄川田 徹君
山本ともひろ君	山本 有二君	菊田真紀子君	北神 圭朗君
与謝野 馨君	吉川 貴盛君	楠田 大蔵君	玄葉光一郎君
吉田六左エ門君	吉野 正芳君	小宮山洋子君	小宮山泰子君
若宮 健嗣君	渡辺 具能君	小宮山洋子君	古賀 一成君
渡辺 博道君	渡辺 喜美君	後藤 斎君	郡 和子君
赤羽 一嘉君	赤松 正雄君	近藤 昭一君	近藤 洋介君
伊藤 涉君	石井 啓一君	佐々木隆博君	階 猛君
篠原 孝君	神風 英男君	篠原 孝君	下条 みつ君
鈴木 克昌君	仙谷 由人君	末松 義規君	末松 義規君
園田 康博君	田島 一成君	田名部匡代君	田村 謙治君
田嶋 要君	田中眞紀子君	高井 美穂君	高木 義明君
武正 公一君	筒井 信隆君	土肥 隆一君	寺田 啓介君
中川 正春君	長島 昭久君	仲野 博子君	中井 治君
長安 豊君	野田 佳彦君	長妻 昭君	西村智奈美君
野田 吉雄君	鉢呂 吉雄君	原口 一博君	伴野 豊君
平岡 秀夫君	藤村 修君	藤田 昭夫君	藤井 裕久君
古本伸一郎君	古本 元久君	細川 律夫君	細川 律夫君
馬淵 澄夫君	前田 雄吉君	牧 義夫君	牧 義夫君
松原 謙公君	松本 頼久君	松本 大輔君	松本 大輔君

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席國務大臣

総務大臣	増田 寛也君
法務大臣	鳩山 邦夫君
厚生労働大臣	舩添 要一君
国土交通大臣	冬柴 鐵三君
環境大臣	鴨下 一郎君
国務大臣	泉 信也君
国務大臣	岸田 文雄君
国務大臣	町村 信孝君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る九日、本院は、国会の会期を十二月十五日まで三十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(法律公布奏上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成十八年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

井脇ノブ子君

土屋 正忠君

日森 文尋君

菅野 哲雄君

土屋 正忠君

井脇ノブ子君

菅野 哲雄君

日森 文尋君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

梶山 弘志君

谷本 龍哉君

御法川信英君

小野 次郎君

石田 祝穂君

赤羽 一嘉君

小野 次郎君

御法川信英君

谷本 龍哉君

梶山 弘志君

赤羽 一嘉君

石田 祝穂君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

河野 太郎君

岩屋 毅君

中森ふくよ君

小川 友一君

宮澤 洋一君

木原 誠二君

田端 正広君

谷口 和史君

赤嶺 政賢君

笠井 亮君

阿部 知子君

保坂 展人君

小川 友一君

中森ふくよ君

笠井 亮君

赤嶺 政賢君

岩屋 毅君

河野 太郎君

宮澤 洋一君

田端 正広君

谷口 和史君

阿部 知子君

保坂 展人君

阿部 知子君

(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

農業者戸別所得補償法案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

(参議院提出、参法第九号)

(議案通知)

一、去る九日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る九日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

(秋生田光一君外四名提出)

(議案撤回通知)

一、去る九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

(秋生田光一君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

防衛省による幹部職員の管理に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の記録管理に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

アフガニスタン本土及びインド洋における「不朽の自由作戦」(OEF)及びこれに関連する活動と国際法の関係に関する質問主意書(辻元清美君提出)

米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

会計検査院が指摘した外務省の国費無駄遣いに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

元国連上級民政官の給油活動延長問題等についての発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

フィリピンノゲン投与患者への告知等に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県等における海岸の漂流・漂着ゴミの処理方策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸に伴う騒音問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命全権大使の役割に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員笹木竜三君提出わが国の国土形成計画等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出経済成長を加速する具体的な方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中国船による我が国の領海への侵入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月三十日提出

質問 第一六七号

長崎県等における海岸の漂流・漂着ゴミの処理方策に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

長崎県等における海岸の漂流・漂着ゴミの
処理方針に関する質問主意書

海岸の漂流・漂着ゴミや流木は、長崎県をはじめとする全国の海岸におよんでいるものと考え
る。

長崎県では、昨年七月から八月にかけて、東シ
ナ海、角力灘、橘湾などに面した海岸に、大量の
ゴミや八万本を超える流木が広範囲に漂流・漂着
した。また、注射針や注射器、薬瓶等の医療廃棄
物が多数漂流・漂着している。

二〇〇〇年頃からは、プラスチック、発砲スチ
ロール、ペットボトル、ガラス瓶等が大量に漂
流・漂着している。

政府は、平成十八年四月に、関係省庁間の情報
交換等を行う場として「漂流・漂着ゴミ対策に関
する関係省庁会議」を設置し、同問題の解決に向
けて取り組んできたことである。

しかるに、長崎県においては、現在もお改善
の方向が見出されていない。

国が、漁業被害の防止、漁業環境の保全を図る
とともに、海洋環境保全、国土保全等の観点か
ら、この問題のより実効的な処理方針を講じるこ
とは、喫緊の課題である。

従って、以下の事項について質問したい。

一 漂流・漂着ゴミに対する国の基本方針と責務
について

1 漂流・漂着ゴミに対する国の基本方針と責
務を、改めて明確にしていたきたい。

2 平成十九年三月の「漂流・漂着ゴミ対策に
関する関係省庁会議とりまとめ」(以下「省庁
会議とりまとめ」という。)は、「政府としての
漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針及び関
係者の責務」の中で、国としては、「状況の把
握」、「国際的な対応も含めた発生源対策」、
「被害が著しい地域への対策」を推進するとし
ている。

これらの課題について、平成十九年度以降
の「当面の施策」として行うべき対策をあげて

いるが、具体的な進展状況を伺いたい。

3 「省庁会議とりまとめ」は、漂流・漂着ゴミ
の処理問題について、「関係省間の相互協力
が可能な体制作りを推進する」、「実態把握及
び各種対策の実施結果等を勘案し、必要な対
策の拡充を検討する」旨、記されているが、
その具体策について伺いたい。

二 海岸の漂流・漂着ゴミの実態把握と現状認識
について

1 「省庁会議とりまとめ」には、漂流・漂着ゴ
ミの調査結果がまとめられているが、きわめ
て簡潔な記述であり、実態を反映したものとは
言えない。

そこで、九州をはじめとする全国の海岸に
おける漂流・漂着ゴミの実態がどうなってい
るのか、都道府県・市町村(海岸名)別に、そ
の実態を概括的に明らかにされたい。

2 漂流・漂着ゴミの現状認識について、所見
を伺いたい。

三 「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」
(以下「対策会議」という。)及び関係省庁の取り
組みについて

1 「対策会議」の開催実績と協議内容を伺いた
い。

2 「対策会議」及び関係省庁が、漂流・漂着ゴ
ミ問題改善のために、現在、実施している施
策・対策及び事業(補助金を含めて)の概要並
びに実績を省庁別に伺いたい。

四 漂流・漂着ゴミに対する国の事業等(地方公
共団体への財政支援)の拡充について

1 国土交通省及び農林水産省は、洪水等に
よる大規模な漂流・漂着について、「災害関連緊
急大規模漂流・漂着流木等処理対策事業(以下「対
策事業」という。)の対象となるように拡充す
る」としている。対策事業の処理対象、補助対
象、採択基準など、拡充する内容を具体的に
明らかにされたい。また、漂流・漂着ゴミは対象と
されないのは何故か。

① 同事業の採択基準について、漂着量が
「二立方メートル以上」、「二連の海岸」と聞い
ているが、どのような状態をいうのか。ま
た、平成二十年度には、その基準を「二連
の海岸」から「複数の海岸」に改善すると聞
いているが、「複数の海岸」とはどのような
状態をいうのか。

② 長崎県のように島が点在し、島々に漂着
した流木等の量を総合すると一立方メートル以上
になるという場合は、同事業の対象になる
のか。

また、千葉県の九十九里浜のような海岸
とは異なり、島が点在する場合の「複数の
海岸」の判断をどうするのか。

全国の海岸に設定されている「海岸保全
区域」の範囲内において「複数の海岸」を判
断する旨聞いているが、それはどういうこ
とか説明されたい。

③ 全国の「海岸保全区域」を明らかにされた
い。

2 水産庁の「漁場漂流・漂着物対策推進事業」
は、漂流・漂着ゴミや流木を対象とした事業
なのか、その事業の目的、概要並びに補助要
件、補助率を明確にされたい。

同事業は、漁業活動中に回収した漂流・漂
着ゴミを処分した場合に、その費用の一部を
支援するのか、回収するためにかかる費用へ
の支援はあるのか。

長崎県では漁業活動を休止して回収せざる
を得ない状況にあったが、その場合の処理費
用への支援はなされるのかどうか。

また、同庁は、「漁場環境保全事業」を実施
しているが、漂流・漂着ゴミ対策との関係如
何。

の処理にかかる事業等を補助対象とするの
か。この支援及び補助金の目的、概要を明ら
かにされたい。

4 環境省の「循環型社会形成推進交付金」の目
的、概要を明らかにされたい。

5 総務省の「頑張る地方応援プログラム」によ
り、地方交付税等の支援措置を講じるとして
いるが、その目的、概要を明らかにされたい。

五 今後の調査について
環境省が実施している「漂流・漂着ゴミ国内
削減方策モデル調査」の目的、概要を明らかに
されたい。同時に、国土交通省、海上保安庁
は、現在、どのような調査を重点的に実施して
いるのか。

今後、国としては、引き続き漂流・漂着ゴミ
の実態把握のために、どのような体制で調査を
考えているのか。

六 地方公共団体の取り組み状況について
漂流・漂着ゴミに対する地方公共団体の取り
組み状況は、「省庁会議とりまとめ」で、若干の
取り組み事例が紹介されている。現時点で、政
府が把握している限りにおいて地方公共団体の
取り組み状況につき、障害となっている問題や
課題を含めてその概要を伺いたい。

七 地方公共団体からの要望について
平成十八年十月の「漂流・漂着ゴミ対策連絡
調整会議」等において、地方公共団体からどの
ような要望があがっているか具体的に伺いた
い。

右質問する。

内閣衆質一六八第一六七号
平成十九年十一月九日
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 赤嶺政賢君提出長崎県等における海
岸の漂流・漂着ゴミの処理方針に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県等における
海岸の漂流・漂着ゴミの処理方策に関する
質問に対する答弁書

一 の 1 について

漂流・漂着ゴミに係る問題への対処に当たつては、漂流・漂着ゴミに係る状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策及び被害が著しい地域への対策を、関係省庁が連携して進めていくことが不可欠であると認識している。

一 の 2 及び 三 の 2 について

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議(以下「省庁会議」という。)とりまとめに示された関係省庁が実施する平成十九年度以降の当面の施策の概要は次のとおりである。現在、各省庁においてはこれらの施策を着実に実施しているところであり、お尋ねの「実績」については、現時点でお答えすることは困難である。

(1) 内閣府においては、循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

(2) 総務省においては、頑張る地方応援プログラムにより、地方独自のプロジェクトに取り組む地方公共団体に対する地方交付税等の支援措置を講じている。

(3) 外務省においては、近隣国との二国間の協議を行っているほか、北西太平洋地域海洋行動計画(NOWPAP)を通じて海岸清掃キャンペーンを実施するなど、各国国民の意識向上を図っている。

(4) 水産庁においては、漁場漂流・漂着物対策推進事業による漁業系資材の処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発及び推進並びに漁業活動中に回収された漂流物の処理への支援、漁場環境保全創造事業による堆積物の除去、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全の推進のための民間団体を通じた

ゴミの除去作業に対する清掃資材の提供等を行っている。

(5) 経済産業省においては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年六月十五日法律第七十六号)の適切な実施を図っている。

(6) 国土交通省においては、河川敷等における日常の監視、治水支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動及び回収活動状況のマップ作成による啓発、海岸における漂着ゴミ等に含まれる危険物への適切な対応を定めるガイドラインの策定、閉鎖性海域における海面浮遊ゴミ及び油の回収並びに海洋短波レーダを活用したゴミ等の位置を予測する技術開発を行っている。また、国土交通省及び農林水産省においては、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、海岸保全施設の機能阻害の原因となる洪水、台風、外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミを緊急的に処理する海岸管理者に対する支援を行っている。

(7) 気象庁においては、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において、海上漂流物目視観測を実施している。

(8) 海上保安庁においては、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として漂着ゴミ分類調査を実施しているほか、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合には、関係地方公共団体等と連携した排出源及び排出原因を特定するための調査を実施している。

(9) 環境省においては、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査による漂流・漂着ゴミの実態把握並びに効果的かつ効果的な漂流・漂着ゴミの回収及び処理方法の検討、ゴミの漂流・漂着に関する予測手法の検討、災

害等廃棄物処理事業費補助金による海岸保全区域外に大量に漂着したゴミの市町村等による処理の支援、循環型社会形成推進交付金による廃棄物処理施設の市町村等による整備の支援、廃棄物処理等科学研究費補助金による漂着ゴミの処理に係る技術開発の推進等を実施している。

一 の 3 について

「関係者間の相互協力が可能な体制作り」については、例えば、環境省が平成十九年度より実施している「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」において、地方公共団体、研究者、NGO等で構成される検討会を設置し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミ対策の推進方策について検討を行っているところである。

「必要な対策の拡充」については、省庁会議とりまとめに示された平成十九年度以降の当面の施策を着実に実施した上で、当該施策の実施状況及びその結果を踏まえ、検討を行うこととしている。

二 の 1 について

御指摘の「全国の海岸における漂流・漂着ゴミの実態」については、これを都道府県又は市町村別に把握しておらず、お答えすることは困難である。

二 の 2 について

漂流・漂着ゴミの問題については、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行への支障や漁業への被害等が指摘されているところであり、重要な課題と認識している。

三 の 1 について

省庁会議は、現在までに計四回開催されており、各回の開催年月日及び協議内容は、次のとおりである。

(1) 第一回会議 平成十八年四月四日
①漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議の設置について

②漂流・漂着ゴミに関する状況の把握について

③漂流・漂着ゴミに関する取組の状況について

④今後の検討スケジュールについて

(2) 第二回会議 平成十八年八月三日
①漂流・漂着ゴミ対策に関するアンケート結果について

②漂流・漂着ゴミに関する対策について

③長崎県内における流木の漂着状況について

(3) 第三回会議 平成十八年九月七日
①漂流・漂着ゴミ対策に関する平成十九年度概要要求について

②医療系廃棄物の漂流について(速報)

(4) 第四回会議 平成十九年三月一日
①漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ(案)について

②とりまとめの公表及び漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議の今後について

四 の 1 について

平成十九年度の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、洪水、台風等により海岸に漂着した流木、ゴミ等及び外国から海岸に漂着したものと思われる流木、ゴミ等が異常に堆積し、これらを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合において、緊急的に当該流木、ゴミ等の処理を実施するものであり、海岸に漂着したゴミも対象としていくところである。

また、同事業は、「二連の海岸」における海岸保全施設の区域等に漂着した流木、ゴミ等の漂着量の合計が一千立方メートル以上となる場合を対象として実施しているところであるが、いかなる状態の海岸が「二連の海岸」に該当するかどうかについては、個別具体的に判断されるものであり、点在する島の場合について同事業の対象となるかどうかを一概にお答えすることは困難である。

平成二十年年度以降の同事業の内容に係るお尋ねについては、現在、政府部内で調整及び検討をしているところであり、現時点でお答えすることは困難である。

「海岸保全区域」に係るお尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、平成十八年三月三十一日時点において、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域の総延長は、約一万四千二百二十キロメートルである。

四の2について

漁場漂流・漂着物対策推進事業は、漁場を悪化させる要因となる漂流ゴミ、流木等の漂流物による被害の著しい区域において、漁業活動中に回収した漂流物を処分するための費用の一部を支援することにより、被害の拡大を防ぎ、漁場環境の保全を推進することを目的として、平成十九年度より実施している事業であるが、同事業は、広域的な漁場で操業する複数の都道府県の漁業協同組合等が実施主体となることが要件であり、補助率は二分の一以内となっている。

また、同事業は漁業活動中に回収した漂流物の陸上における処理に要する費用の一部を支援するものであり、回収に要する費用は支援の対象となっていない。

水産庁においては、漁場環境の改善を図るため、漁場環境保全創造事業を実施しているが、同事業は、漂流物ではなく効用の低下している漁場における堆積物の除去等に対する補助事業である。

四の3について

廃棄物処理施設災害復旧費補助金は、市町村等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設等の原状復旧に係る事業に要する経費に充てるため、当該市町村等に対して交付されるものであり、「漂流・漂着ゴミや流木の処理にかかる事業等」については、当該補助金の交付対象にはならない。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)以下「廃棄物処理法」という。第二十二條の規定に基づき、市町村等が行う災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に係る事業に要する経費に充てるため、当該市町村等に対して交付されるものである。漂流・漂着ゴミや流木の処理にかかる事業等についても、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に係る事業に該当することその他の交付要件を満たす場合には、当該補助金の交付対象になる。

四の4について

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が行う廃棄物処理法第五条の二に規定する基本方針に沿つて作成された循環型社会形成推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、当該市町村等に対して交付されるものである。

四の5について

頑張る地方応援プログラムは、魅力ある地方の創出に向けて、独自の取組を推進する地方公共団体を支援することを目的としているものであり、その概要は、成果目標を掲げたプロジェクトを策定し、公表した市町村に対し、その取組に要する経費について特別交付税により措置するとともに、客観的な成果指標を普通交付税の算定に反映させる等の措置を講ずるものである。なお、漂流・漂着ゴミ対策に係る取組に要する経費についても、本措置の対象になり得る。

五について

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査は、漂流・漂着ゴミによる被害の著しい地域の実態把握や地域の関係者が協力して行う効果的かつ効果的な漂流・漂着ゴミの回収及び処理方法の確立を目的として、全国七地域(一海岸)のモデル地域において、地方公共団体、研究者、NGO等で構成される検討会を設置し、地

域の実情に応じた検討を行っているものである。

また、国土交通省においては、海岸における漂流ゴミ等に含まれる危険物への適切な対応を定めるガイドラインの策定に係る調査を、海上保安庁においては、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環としての漂流ゴミ分類調査を、それぞれ重点的に実施している。

今後の漂流・漂着ゴミの実態把握のための国の体制については、施策の実施状況及びその結果を踏まえて検討してまいりたい。

六について

地方公共団体においては、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら漂流・漂着ゴミの清掃活動が実施されているものと承知しているが、被害の著しい海岸を有する地方公共団体においては、当該団体では対応しきれない質及び量の漂流・漂着ゴミについての対策、処理費用の負担等が課題となっているものと認識している。

七について

漂流・漂着ゴミ対策連絡協議会等においては、国から諸外国への対策の働きかけ、漂流している流木による船舶航行上の支障の除去を含む船舶航行の安全の確保、国、都道府県及び市町村の役割分担の明確化、漂流・漂着ゴミの処理等に対する国からの財政支援の強化、漂流・漂着ゴミの回収等に係るボランティア活動に対する支援等に係る要望が地方公共団体から出されている。

長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に関する質問主意書

長崎空港A滑走路での海上自衛隊ヘリコプター(以下「海自ヘリ」という。)の昼夜の離着陸及び訓練は、長期間にわたり周辺住宅地域に著しい騒音被害をもたらしており、現在もお騒音問題は解決されていない。地方自治体をはじめ空港周辺の地域住民は、騒音の発生源となつてゐる海自ヘリの騒音対策を強く求めている。

従つて、以下の事項について質問する。

一 最近、長崎空港A滑走路の海自ヘリによる騒音の現地調査を実施しているのか。実施していたらその騒音測定の結果を地域別に詳細に明らかにされたい。

二 国土交通省及び防衛省は、これまで、騒音被害に対してどのような具体的な対策を講じてきたのか。また、講じているのか。

三 国土交通省は、A滑走路の設置管理者であるが、緊急対策として周辺地域の対象となる住宅に防音工事対策を講じないのか。

四 国土交通省(旧運輸省)は、長崎空港A滑走路を海自ヘリに使用させる際に、防衛省(旧防衛庁)との間で、どのような協議をし、使用を許可したのか。また、その理由を伺いたい。

更に、海自ヘリが、A滑走路を使用するにあつた使用条件(機種、離着陸回数、上周経路、飛行時間等)について、両省間になんらかの取り決め、約束事等があれば明らかにされたい。

五

政府において、長崎空港に係る滑走路の、海上におけるいわゆる「埋立拡張計画」について検討していると聞いている。どここの省庁で協議・検討されているのか、その経過と内容を併せて伺いたい。また、現段階での計画及び構想の到達点を具体的に明らかにされたい。

提出者 赤嶺 政賢

平成十九年十月三十日提出
質問 第一六八号

長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に関する質問主意書

内閣衆質一六八第一六八号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎空港における海上自衛隊ヘリコプターの離着陸等に伴う騒音問題に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省では、平成十三年十一月から平成十四年九月までの間、四回にわたって長崎空港のA滑走路以下「A滑走路」という。の航空機騒音に関する実態調査（以下「航空機騒音実態調査」という。）を実施したところであるが、ヘリコプターを含む自衛隊の航空機による騒音値についての調査結果は、測定地点ごとに次のとおりである。大村市古賀島町大村入国管理センターでは七十七・一WECPNL（加重等価継続感覚騒音レベルをいう。以下同じ。）、大村市古賀島町百四十三番では七十五・八WECPNL、大村市古賀島町二百三十九番では七十八・四WECPNL、大村市古賀島町二百一十一番地の二十二の北側に所在する畑では七十六・六WECPNL、大村市古賀島町西久大運送株式会社社跡地フェンス沿いでは七十三・〇WECPNL、大村市古賀島町二百十八番地の西側に所在するビニールハウスの西側に所在する畑では七十一・四WECPNL、大村市古賀島町千六百十九番では七十六・〇WECPNL、大村市古賀島町百三十五番地の北側に所在する畑では七十・二WECPNL、大村市古賀島町二百六十六番地の三の南側に所在する畑では七十・〇WECPNL、大村市古賀島町千七百七十四番地の南側に所在する畑では七十・六WECPNL、大村市古賀島町二百六十六番では六十九・六WECPNL、大村市古賀島町二百十八番地の東側に所在する畑では六十八・六WECPNL、大村市古賀島町二百五十四番地の十三の西側に所在する畑では六十六・二WECPNL、大村市古賀島町二百七十二番地の東側に所在する畑が面する道路上では六十八・一WECPNL、大村市古賀島町エネオス松早石油株式会社長崎空港前サビステーションの西側に所在する畑では六十七・三WECPNL、大村市古賀島町株式会社トヨタレンタリース長崎空港営業所駐車場の北側に所在する畑では六十八・二WECPNLである。

二について

国土交通省では、航空機騒音実態調査の結果を踏まえ、A滑走路の主たる使用者である旧防衛庁に対して、騒音対策について要請したところである。

防衛省（平成十九年一月八日以前は防衛庁。以下同じ。）では、従来より騒音の軽減のための方策として、訓練を可能な限り大村湾外の訓練海面において実施しているほか、A滑走路及び大村航空基地周辺で実施する必要がある場合でも、通常、平日の正午から午後一時まで及び午後九時から翌日の午前七時までの間並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに地元の要望があった高等学校の入学試験の

実施日等においては、適宜、訓練の実施を自粛する等の対策を講じてきており、さらに、今後予定している大村航空基地地の公有水面を埋め立て、格納庫、航空需品倉庫、車両整備工場等の施設を整備する事業において、当該埋立地を利用して騒音低減に配慮した施設配置を検討しているところである。

三について

公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第二十号）においては、国土交通大臣が設置する公共飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの（以下「特定飛行場」という。）の周辺に所在する住宅について、特定飛行場の設置者である国土交通大臣が当該住宅の騒音防止工事に関し助成の措置をとる旨規定されているが、長崎空港は特定飛行場に指定しておらず、同空港周辺における住宅の防音工事対策を講ずることは予定していない。

四について

防衛省は、長崎空港の前身である大村空港が旧海軍飛行場を使用して発足したという歴史的経緯から、大村空港を旧運輸大臣が昭和三十五年に供用開始して以来、同空港の滑走路を継続して使用しており、使用を開始するに当たって、旧運輸省と旧防衛庁との間で、特段の協議等が行われた事実は確認されていない。

国土交通省（平成十三年一月五日以前は運輸省）と旧防衛庁は、海上自衛隊がA滑走路を使用するに際しての条件に関する現地協定とし

て、「長崎空港におけるA滑走路等空港施設の管理、運用等に関する現地協定」、「長崎空港における消火救難業務に関する協定書」及び「長崎空港における航空交通管制業務等の実施に関する協定書」を作成しているが、これらの協定は、施設の管理、運用に関する業務等について定めたものであり、機種、離発着回数、場周経路又は飛行時間に係る使用条件は定めていない。

五について

御指摘の「長崎空港に係る滑走路の、海上におけるいわゆる「埋立拡張計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、海上自衛隊においては、大村航空基地地の公有水面を埋め立て、格納庫、航空需品倉庫、車両整備工場等の施設を整備する事業を予定している。

当該事業の実施に当たり、平成十六年十月から、九州防衛局（平成十九年八月三十一日以前は福岡防衛施設局）において、長崎県環境影響評価条例（平成十一年長崎県条例第二十七号）に定める環境影響評価に係る所要の手続を実施しているところであり、環境影響評価方法書の公告及び縦覧、同方法書に係る長崎県知事からの意見提出を経て、現在、環境影響評価準備書を作成しているところである。

環境影響評価方法書において、当該事業の規模については、全体で約十四ヘクタール、このうち公有水面の埋立面積は、約十一ヘクタールを予定している旨を、工事期間については六年程度を見込んでいる旨をそれぞれ記載しているところである。

平成十九年十月三十日提出
質問 第一六九号

福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問主意書

福田首相のもと新しい内閣が誕生し、首相の所信表明演説でさまざまな政策課題への取組が示された。しかし、福田首相がどのような歴史認識をもち、歴史をめぐる諸課題についてどのように取り組んでいくかに関しては、明確に示されていない。

安倍前首相の一連の慰安婦問題に関する発言などがあつたことから、「歴史を歪曲するのではないか」と日本政府に対する懸念や批判の声が国内外から多く向けられた。そうした声は、従軍慰安婦問題に関する米下院決議など、国際的な政治問題へと発展した。

一九九五年八月一日における村山元首相の「村山内閣総理大臣談話・戦後五〇周年の終戦記念日にあたって」(以下「村山内閣総理大臣談話」)、および一九九三年八月四日における河野元官房長官の「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」(以下「河野官房長官談話」)は、過去の戦争をめぐる日本政府の歴史認識と責任について明確に示した公式見解である。福田首相は自民党総裁選において、村山内閣総理大臣談話について「首相が言ったことだから正しい」と考える必要がある」と述べ、首相に就任した場合に

は談話を踏襲する考えを示した。また、靖国神社への参拝についても、首相在任中に行わない旨発言している。

さらに福田首相は、小泉内閣の官房長官として共産党・吉川春子議員の「靖国神社を、軍国主義と侵略戦争推進のために利用した事実はあるか」という質問に対し「そういう利用をしたという部分もあったというように考えていいんではないか」と答弁している(二〇〇二年七月一日、参議院内閣委員会)。

首相に就任した現在、両談話に対し、福田首相がどのような認識をもち、また今後どのような取組を通じて談話の精神を実現していくかについて明確にすることは大きな意味がある。

従つて、以下、質問する。

一 「村山内閣総理大臣談話」について

1 福田首相は、「村山内閣総理大臣談話」を踏襲するか。

2 「村山内閣総理大臣談話」では「私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあつた痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」とあるが、福田首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるならば、「この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げる」ために何をすべきであると考えてるか。

3 「村山内閣総理大臣談話」では「現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいりま

す。」とあるが、福田首相は同じ姿勢か。そのために、具体的に何をすべきであると考えてるか。

4 「村山内閣総理大臣談話」では「唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなる」とあるが、福田首相は同じ認識か。そのために、具体的に何をすべきであると考えてるか。

5 「歴史の教訓に学び」とする村山内閣総理大臣談話における「歴史の教訓」について、福田首相は、どのような教訓と解しているのか、その内容を具体的に明らかにされたい。

6 村山内閣総理大臣談話には、「また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります」とあるが、この部分に関しても、福田首相は村山内閣総理大臣談話を踏襲しているとして理解してよいのか。そうであれば、福田首相として現在取り組み、あるいは過去において取り組んだ戦後処理問題について、その内容を具体的に列記して明らかにされたい。

7 首相在任中には靖国神社参拝を行わないという発言について、福田首相はいまも同じ認識か。そうであれば、首相在任中に参拝を行わない理由は何か。

8 小泉元首相が首相在任中に靖国神社参拝を行ったことについて、国際社会との関係でどのような影響を与えたと、福田首相は認識し

ているか。

9 福田首相は、二〇〇二年七月一日参議院内閣委員会での答弁について、いまも同じ認識か。また、日本政府が行った「侵略戦争」について、誰が、誰に対して、どのような侵略行為を行ったという認識か。具体的に示されたい。

10 小泉元首相は、民主党・岡田克也議員の「A級戦犯については、重大な戦争犯罪を犯した人々である」という認識か」という質問に対し、「(A級戦犯は)戦争犯罪人である」という認識をしている」と答弁している(二〇〇五年六月二日、衆議院予算委員会)。福田首相は、A級戦犯は「重大な戦争犯罪を犯した人々」であり「戦争犯罪人」であるという認識か。

11 安倍前首相は「A級戦犯について」そもそも日本においては、いわば国内的に犯罪者ではないということにはつきりしているわけであります。」(二〇〇六年一〇月六日、衆議院予算委員会)と答弁している。福田首相も同じ認識か。

二 「河野官房長官談話」について

1 福田首相は、「河野官房長官談話」を踏襲するか。

2 「河野官房長官談話」では「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたつて慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。」とあるが、福田首相は同じ認識か。

3 「河野官房長官談話」では「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下であり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。」とあるが、福田首相は同じ認識か。

内閣衆質一六八第一六九号
平成十九年十一月九日
内閣総理大臣 福田 康夫

4 「河野官房長官談話」では「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。」とあるが、福田首相は同じ認識か。

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員辻元清美君提出福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

5 「河野官房長官談話」では「いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に對し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」とあるが、福田首相は同じ姿勢か。

衆議院議員辻元清美君提出福田首相のいわゆる「村山内閣総理大臣談話」および「河野官房長官談話」についての認識に関する質問に対する答弁書
一の1から4まで及び6について

6 「河野官房長官談話」では「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明」とあるが、福田首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるならば、「歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめるために、何をすべきである」と考えるか。

政府としての認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。
いずれにせよ、政府としては、唯一の被爆国である我が国としての体験及び戦後六十年の歩み等を踏まえ、今後も、世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりはない。
一の5について

7 福田首相は、教科書で「慰安婦問題」についてとりあげ、次の世代に伝えていくべきと考えるか。
右質問する。

お尋ねの「歴史の教訓」については、歴史の事実を謙虚に受け止め、未来に過ち無からしめんとする等の平成七年八月十五日の内閣総理大臣談話に示されているような種々の認識を意味していると考えます。
一の7について

御指摘の「首相在任中には靖国神社参拝を行わないという発言」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねは、福田内閣総理大臣個人の認識に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。
一の8について

小泉内閣総理大臣(当時)は、不戦の誓いを込めて、一人の国民として靖国神社に参拝したものであると理解しており、このような小泉内閣総理大臣(当時)の考えについては、諸外国に対して説明を行った。
いずれによ、政府としては、戦後六十年の歩みを踏まえ、今後も世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりはない。
一の9について

御指摘の「答弁」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、様々な議論があることもあり、政府として、具体的に断定することは適当ではないと考えており、また、先の大戦に関する政府としての認識は、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。
一の10について

極東国際軍事裁判所において被告人が極東国際軍事裁判所条例第五条第二項(a)に規定する平和に對する罪等を犯したとして有罪判決を受けたことは事実である。我が国としては、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第十一條により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。
一の11について

極東国際軍事裁判所において被告人が極東国際軍事裁判所条例第五条第二項(a)に規定する平和に對する罪等を犯したとして有罪判決を受けたことは事実である。我が国としては、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第十一條により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。
一の11について

ことは事実である。我が国としては、日本国との平和条約第十一條により極東国際軍事裁判所の裁判を受諾しているが、極東国際軍事裁判所が科した刑は、我が国の国内法に基づいて言い渡された刑ではない。
一の1から7までについて
お尋ねについて、政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。

当該談話の趣旨は、このような問題を長く記憶にとどめ繰り返さないという決意を表明したものであるが、特に具体的な研究や教育を念頭に置いたものではない。
平成十九年十月三十日提出
質問 第一七〇号
福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問主意書
提出者 辻元 清美

福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問主意書
安倍前首相は、慰安婦問題に関して左記のような発言・答弁をしてきた。
〔慰安婦問題について〕今に至っても、この狭義の強制性については事実を裏づけるものは出てきていなかったのではないか。(安倍前首相の発言、二〇〇六年一月六日、衆議院予算委員会)・・・答弁(一)

「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れて行くという強制性はなかった。」(安倍前首相の発言、二〇〇七年三月五日、参議院予算委員会)・・・答弁(二)

「同日（一九九三年八月四日）の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」（辻元清美提出・安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書、二〇〇七年三月一六日）・・・答弁（三）

右記のような発言・答弁が繰り返されたことから、アジアや欧米諸国との関係悪化を懸念する声が国内外から多数あがった。米下院は七月三〇日の本会議で、「慰安婦問題」について日本政府が歴史的責任を認め、公式に謝罪するよう求める決議を採択した。決議は、「旧日本軍が若い女性に性的な奴隷状態を強制した歴史的な責任」を日本政府が「明確な形で公式に認め、日本の首相が謝罪声明を出すよう求める内容となっている。この動きについて安倍首相は「この決議案については事実の誤認等を含むものもあると、我々はこのように認識をしているわけでございします」（二〇〇七年三月九日、参議院予算委員会）と答弁し、辻元清美提出・「慰安婦問題」についての米下院決議と安倍首相の謝罪に関する質問主意書に対して「全体的に言えば、特に、慰安婦問題に対する日本政府の取組に対して正しい理解がなされていないと考える。」とする答弁書を出している（二〇〇七年八月一五日）・・・答弁（四）

一方、福田首相は、小泉内閣の官房長官として民主党・岡崎トミ子議員の「日本軍が組織的に性的強制を行ったのか」という質問に対して「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、さらに、官憲等が直接これに加担したこともあった等々記述されており

ます。そういう事実はあったんだろうというように思っております。」と答弁している（二〇〇三年三月二〇日、参議院内閣委員会）・・・答弁（五）

今後、福田首相がどのような歴史認識を示すかについては、国内外から大きな注目が集まっている。

従って、以下、質問する。

一 安倍前首相による「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」とする答弁（三）について、福田首相は同じ認識か。

二 福田首相は、「官憲等が直接これに加担したこともあった・・・そういう事実はあった」とする答弁（五）について、いまま同じ認識か。

三 福田首相は、慰安婦の募集などにおいて、安倍前首相がいうところの「狭義の強制性」はなかった、と考えるか。

四 福田首相は、慰安婦の募集などにおいて、安倍前首相がいうところの「官憲が家に乗り込んで人さらいのように連れて行くような強制性」はなかった、と考えるか。

五 福田首相は、米下院から「慰安婦問題」に関する決議が出されたことについて、どのような見解を持っているか。

六 福田首相は、米下院の決議にあるように「旧日本軍が若い女性に性的な奴隷状態を強制したことについて、日本政府には「歴史的な責任」がある」と考えるか。責任がある、ないで答弁されたい。また、そう考える根拠も併せて示されたい。

七 福田首相は、米下院の決議に対して日本政府

としてどのような取組をすべきと考えるか。また、米下院の決議に依って、「旧日本軍が若い女性に性的な奴隷状態を強制した歴史的な責任」について公式に謝罪する意志はあるか。

八 安倍前首相による「慰安婦問題に対する日本政府の取組に対して正しい理解がなされていない」とする答弁（四）について、福田首相は同じ認識か。そうであれば具体的にどのような取組に對し、どのように「正しい理解がなされていない」と考えるか。

九 二〇〇七年一〇月三〇日現在の政治的判断として、明確で公式な謝罪として、いわゆる「河野官房長官談話」を閣議決定すべきと考えるが、あらためて政府の見解を示されたい。すべきでない判断するのであれば、その根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一七〇号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出福田首相の慰安婦問題についての認識に関する質問に対する答弁書

一から七まで及び九について

御指摘の点も含め、慰安婦問題に関する政府

の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりであり、現内閣においてもそれを継承している。

八について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年八月十五日内閣衆質一六七第六号）二についてでお答えしたとおりであり、御指摘の決議の内容につき一つ一つ取り上げて意見を述べることは差し控えたい。

平成十九年十月三十日提出
質問 第一七一号

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一三七号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一六八第一〇一号）を踏まえ、再度質問する。

一 外務省において、「前回答弁書」及び「前々回答弁書」の作成を担当した部局はどこか。また、その部局の責任者の官職氏名を明らかにされたい。

二 一の部局及び責任者は、質問主意書の趣旨を正確に把握し、「前回答弁書」及び「前々回答弁書」の作成を行う誠実さを有していたか。

三 一の部局及び責任者は、質問主意書の趣旨を正確に把握し、「前回答弁書」及び「前々回答弁

書を作成するに足る十分な能力を有していたか。

四 二〇〇七年十月七日付読売新聞一面と三面に
ある、一九七二年の沖縄返還後に米軍が有事に
際して核を持ち込むことを認めた日米間の密約
が一九六九年十一月の当時の佐藤栄作首相と二
クソン米大統領とで行われた首脳会談で取り交
わされていたことを示す米政府の文書が見つ
かったとの記事(以下、「読売記事」という。)で
触れられている、米国立公文書館で発見され
当時のキッシンジャー大統領補佐官が首脳会談
の進め方をニクソン大統領に説明する資料とし
てのメモを直接確認した上で答弁を作成してい
るかとの質問に対し、「前回答弁書」では、「日
本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安
全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日
米安保条約」という。))の下での核兵器の持込
に関する事前協議制度についての日米間の合意
は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公
文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解が
すべてであり、秘密であるか否かを問わずこの
他に何らかの取決めがあるという事実はなく、
外務省としては、御指摘の確認をする必要はな
いと考へている。」との答弁(以下、「答弁一」と
いう。)がなされているが、関連資料の内容の確
認もせず、外務省の見解のみで「答弁一」の回
答を行うことは、質問主意書に対する回答とし
て適切な対応であるか。右の対応は、外
務省に対する国民の不信を招くものであると思
料するが、内閣総務官室の見解如何。

とも言えない」とのコメントを二〇〇七年十月
六日夕方に出した外務省幹部の官職氏名を問う
たところ、「前々回答弁書」及び「前回答弁書」で
はそれぞれ「外務省」として、御指摘の記事にお
ける「コメント」の具体的内容を確認すること
ができないため、お答えすることは困難であ
る。」「先の答弁書平成十九年十月十九日内閣
衆質一六八第一〇一三及び四について述べ
たとおりである。」との答弁(以下、「答弁二」
という。)がなされているが、右の答弁からする
と、一の部局が質問主意書の趣旨を十分に把握
していながら不誠実な対応をとっているのか、
または質問主意書の趣旨を把握する能力がない
ため、まともな回答が作成できないかのどちら
かであるかと思料するが、外務省が右のような回
答を行う理由はどちらか。政府の見解如何。

六 「答弁一」「答弁二」のような答弁がなされる理
由が、一の部局及び責任者が不誠実であった、
または質問主意書の趣旨を理解する能力がな
かったのいずれにしても、我が国の外交を司る
外務省の一部局のあり方としては不適切であ
り、日本国憲法前文で謳う「国際社会において
名誉ある地位」を我が国が占める上で、大きな
障碍になるものと考ええる。一の部局及び責任者
が誠実に回答する意思がなかった、または回答
する能力を有していなかったのならば、内閣総
務官室から注意をし、または外務省として何ら
かの対応をとるべきであるか。政府の
認識如何。

内閣衆質一六八第一七一号
平成十九年十一月九日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返
還における日米「核密約」を示す米公文書に関す
る第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖
縄返還における日米「核密約」を示す米公文
書に関する第三回質問に対する答弁書
一について
御指摘の答弁書は、外務省北米局が作成を担
当しており、同局の長は、西宮伸一北米局長で
ある。
二から四まで及び六について
お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下
「日米安保条約」という。))の下での核兵器の持込
に関する事前協議制度についての日米間の合
意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換
公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解
がすべてであり、秘密であるか否かを問わずこ
の他に何らかの取決めがあるという事実はない
ところ、御指摘の答弁書は、外務省において御
指摘の質問主意書における質問に基づき作成さ
れ、外務大臣が閣議決議を行い、平成十九年十
月十九日及び三十日の閣議においてそれぞれ決
定されたものであり、政府として、適切な対応
であったと考へている。

五について
先の答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質
一六八第一〇一三及び四について述べたと
おりである。

平成十九年十月三十日提出
質問 第一七二号
外務省における特命全權大使の役割に関する
再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省における特命全權大使の役割に関す
る再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一〇一三)を踏
まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、外務公務員法(昭和二十
七年法律第四十一号)第十二条第三項における
待命の特命全權大使(以下、「特命全權大使」と
いう。))に対して、本俸とは別に大使手当が支給
されるかとの質問に対して、「お尋ねの『大使手
当』の意味が必ずしも明らかではないが、待命
の特命全權大使等には、地域手当及び期末手当
が支給され、また、該当する者のみ通勤手当も
支給される。」との答弁がなされているが、前回
質問主意書でいう大使手当とは、例えば二〇〇
七年十月十六日に閣議決定された政府答弁書
(内閣衆質一六八第七一三)の三についてで政府
が触れている在勤手当等、本俸とは別に支払わ
れる各種手当のことである。「特命全權大使」に
対して本俸とは別に在勤手当のような各種手当
が支払われているか、再度質問する。

二 「前回答弁書」では、現在設置されている「特

命全権大使」に、国際テロ対策担当・北朝鮮核問題(廃棄・検証)担当、朝鮮半島エネルギー開発機構担当、人権問題に関する各種協議、調整等担当、科学技術協力担当、国際貿易・経済担当、地球環境問題担当、第四回アフリカ開発会議担当、沖縄担当、関西担当の九つの「特命全権大使」が挙げられているが、右の内、現在整理・廃止の検討対象となっている「特命全権大使」はあるか。

三 二の九つの「特命全権大使」の内、例えば科学技術協力担当大使と文部科学省、国際貿易・経済担当大使と経済産業省及び財務省、地球環境問題担当大使と環境省との役割等につき、それぞれどのような調整が行われているか。それぞれの役割が重複または類似し、行政上無駄なコストになっていることはないか。

四 「前回答弁書」では、昭和五十五年に設置され、平成十年に廃止された「北海道大使」について、「昭和五十五年から待命中の特命全権大使を北海道担当に任命し、北海道民の政財界、報道関係者及び北海道民の国際問題についての理解を得るための事務に従事してきたが、北海道だけではなく国内の都道府県を対象に我が国の外交政策及び国際情勢に関する国内広報活動を強化することとしたことに伴い、平成十年に北海道担当を廃止した」との答弁がなされているが、例えば北方領土に最も隣接し、北方領土問題の原点の地とも言える北海道を担当する特命全権大使を廃止する一方で、北方領土問題や米軍基地問題等と直接の関わり合いもなく、同様の深刻な問題を抱えていることもない大阪・関西地方に特命全権大使を設置していること

は、論理的整合性がなく、行財政改革の観点からも、関西大使を含む「特命全権大使」の整理・廃止を検討するべきであると考え、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一七二号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命全権大使の役割に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命全権大使の役割に関する再質問に対する答弁書

一 について

御指摘の者については、在外職員に支給される御指摘のような手当は支給されない。

二及び四について

昭和五十六年から待命中の特命全権大使を大阪担当(平成十七年十一月に関西担当に名称変更)に任命し、関西方面における外国公館、地方公共団体等の関係者との連絡、関西方面における国賓、公賓、その他外国要人の接遇等の事務に従事させているが、この者も含め、御指摘の待命中の特命全権大使については、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条に掲げる所掌事務を行う上で重要な任務を担わせてきており、外務省として、現時点において、御指摘の待命中の特命全権大使の任命について、整

理又は廃止の検討対象となっているものはない。また、整理又は廃止を行うことは考えていない。

三 について

御指摘の待命中の特命全権大使については、各省と案件ごとに必要な調整を行っており、外務省として、行政上無駄なコストは生じていないものと認識している。

平成十九年十月三十日提出
質問 第一七三号

富山県における冤罪判決に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

富山県における冤罪判決に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一三八号)を踏まえ、再度質問する。

一 強姦などの疑いで富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した柳原浩氏の再審判決公判が二〇〇七年十月十一日、富山地裁高岡支部で行われ、藤田敏裁判長は柳原氏に無罪を言い渡し、柳原氏の無罪が確定した事件(以下、「富山事件」という。)につき、「富山事件」に巻き込まれた柳原氏は、職も失い、家族とも会えず、筆舌に尽くしがたい甚大な被害を被ったと考えるが、「富山事件」で柳原氏が被った不利益、被害につき、政府はどのような認識を有しているか。

二 「富山事件」で柳原氏が被った不利益、被害に對して、第一義的責任を負うべきは、「前回答弁書」で政府があくまでその官職氏名の公表を拒んでいる「富山事件」を担当した検察官(以下、「検察官」という。)及びその管理責任者ではないのか。政府の見解如何。

三 前回質問主意書で、「富山事件」に際して柳原氏に對して行われた取り調べの中で、「検察官」が「身内の者が間違いないと言っている」「うん」「はい」以外に言うな。『いいえ』という言葉を使うなと柳原氏に言ったと、二〇〇七年一月二十六日付読売新聞夕刊一面の記事(以下、「読売記事」という。)において柳原氏が述べられているが、「前回答弁書」では、「取調べを担当した検察官が・・・御指摘のような発言をした事実は認められていないものと承知している。」との答弁がなされているが、右答弁は、「検察官」に對して然るべき確認作業を行った上での答弁か。

四 三で、「検察官」に對して然るべき確認作業を行った上での答弁ならば、柳原氏の発言及び「読売記事」の内容が嘘であることになるが、検察庁として「読売記事」に對して何らかの意見を伝えたか。伝えていないのなら、その理由を明らかにされたい。

五 国家公務員法第八十二条第一項に規定する「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」とは、具体的にどのような行為を指すか説明されたい。

六 過去に、国家公務員法第八十二条第一項に規定する「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当する行為を行い、処分を受けた国家公務員はいるか。いるならば、直近五年の事例を明らかにされたい。

七 「前回答弁書」では、「最高検察庁が調査・検討したところによれば、被告人とされた方が

『積極的に犯行状況について供述するのではなく、検察官が同氏を誘導することにより供述を得ていたことが窺われる』とされているものと承知している。との答弁がなされているが、柳原氏が自白するにあたって、『検察官は柳原氏に犯行状況について積極的に供述させるのではなく、どのようにして誘導を行い、供述させていたのか明らかにされたい。』

八 「検察官」への処分について、「前回答弁書」では、「(前々回答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質一六八第一一一号)六及び七について述べたとおり、『富山事件』において被告人とされた方の取調べを担当した検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと認められる。」「御指摘の『富山事件』に関わった検察官及びその監督者については、(前々回答弁書)六及び七について述べたとおり、処分する必要があるものと考えている。」「との答弁がなされているが、『検察官』が七の様な方策をもつて柳原氏に自白をさせ、『富山事件』の発端となったことを考えれば、五の行為に該当し、『検察官』を処分する事由となるのではないかと。

九 「前回答弁書」では、『富山事件』のような事件の再発を防止する方策として、『最高検察庁としては、平成十九年八月十日に公表した報告書において、いわゆる消極証拠を含め収集した証拠を慎重に吟味すること、警察から送致を受けた事件についても、検察官が早い段階から積極的に捜査に関与するなどして適切に警察と連携を図ること、事件を担当する検察官を指揮監督する立場にある検察官において適切な指揮・指

導に努めること、適切な捜査態勢を確立すること等に十分留意すべきであるとし、今後も、適正な捜査・公判の実現に向けての協議・研修を実施することとしているものと承知している。』との答弁がなされているが、『富山事件』を引き起こした『検察官』に対する処分は右の再発防止策に含まれているのか。

十 九で、含まれていないのならば、それは適切であると政府は考えているのか。『前回答弁書』で、長勢前法務大臣が二〇〇七年四月五日、検察長官会同において、検察として今回の一連の事態を重く受け止め、十分検証するよう訓示を行った旨答弁がなされているが、その上でも『検察官』に対する処分がなされないのはなぜか。

十一 取り調べを録画・録音などの方法による取り調べの可視化(以下、「可視化」という。)の是非につき、『前回答弁書』では『現在の刑事訴訟の実務上、適正な取調べによつて得られた被疑者の供述が事案の真相を説明する上で極めて重要な役割を果たしていることにかんがみると、取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、被疑者と取調官との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがあるほか、取調べ中における組織犯罪に関する情報収集や関係者の名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがあるなどの問題がある』との答弁がなされているが、右答弁の中の『被疑者と取調官との信頼関係』の意味が明らかでないところ、具体的にどのような意味を指すのか、また『可視化』によつてなぜ『被疑者と取調

官との信頼関係』が損なわれるのか説明された

十二 十一の答弁に、『可視化』により『取調べ中における組織犯罪に関する情報収集や関係者の名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがある』とあるが、本来当該事案に関係のない個人に関わる情報が公表されることはなく、また『可視化』によつて名誉が毀損されることも考えられない。『可視化』によつてなぜ右の答弁のような事態が発生すると考えるのか、明確な説明を求める。

十三 「富山事件」に関しては、十一の答弁でいう『適正な取調べ』は行われず、『被疑者に供述をためらわせる』どころか嘘の供述をさせた経緯があり、『可視化』については、右答弁にあるようなデメリットがあることも承知しているが、少なくとも『可視化』により、取調官の理不尽で非人間的な取り調べは防止できると考える。それでも政府が『可視化』の実施について慎重な検討が必要であると慎重な姿勢を崩さないものであるならば、それでは『富山事件』のように無罪の人間が服役を余儀なくされ、自己の人生に多大な不利益、被害を被る事件を防止するには、どのような方策をとるべきであると政府は考えているか。『前回答弁書』の答弁にあるように、『検察官』に対する処分をあくまで行わず、組織としての信賞必罰がなされないのならば、やはり『可視化』等の方策により、『富山事件』に際しての『検察官』による柳原氏に対するような取り調べを防止する等の方策が必要であると考え

右質問する。

内閣衆質一六八第一七三号
平成十九年十一月九日
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する第三回質問に対する答弁書

一について
御指摘の『富山事件』において被告人とされた方については、逮捕、勾留された上有罪判決を受け服役したことにより、精神的・経済的に大きな不利益を受けられ、遺憾であると考えている。

二について
御指摘の『第一義的責任』の意味が必ずしも明らかではないが、第一回答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質一六八第一一一号)六及び七について述べたとおり、『富山事件』を担当した検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと認められるので、当該検察官及びその監督者について処分をする必要はないものと考えている。

三について
第二回答弁書(平成十九年十月三十日内閣衆質一六八第一一三八号)における御指摘の答弁は、取調べを担当した検察官に確認した結果を踏まえた上でのものである。

四について

御指摘の記事においては、御指摘の発言が検察官によりなされたものであるとはされておらず、検察当局において、意見を伝えたこととはないと承知している。

五について

国家公務員法第八十二条第一項第三号に規定する「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」とは、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念するという国家公務員の立場にふさわしくない非行をいうと考えている。

六について

お尋ねの行為の事例としては、例えば、国が有する物品の窃取、職務上知ることのできた秘密の漏えい、勤務時間外における傷害等の刑事事件がある。

七について

御指摘の検察官が、被告人とされた方に対して、個々の事実関係を示すなどして確認を求めるといふ方法で誘導することにより取調べを行ったことが窺われるものと承知している。

八から十までについて

第一回答弁書六及び七について述べたとおり、「富山事件」を担当した検察官については、国家公務員法第八十二条第一項に規定する懲戒処分に関する事由はなかったと認められるので、処分をする必要はないものと考えている。

十一について

御指摘の「被疑者と取調官との信頼関係」とは、被疑者が自己の犯罪行為やプライバシーにわたる事項等通常は他人に述べるのをためらう

と考えられる事項についても取調官に対して述べるができるような被疑者と取調官の関係の意味する。

仮に、取調べの全過程について録音・録画を義務付けることとすると、取調べにおいて、被疑者及び取調官が、供述や発問等の一言一句、その際の動作や表情等が後に再生されて公になることを意識せざるを得なくなる等から、右に述べたような信頼関係を築くことが困難になるものと考えている。

十二について

取調べにおいては、事案の真相を解明するため、関係者の名譽・プライバシーにかかわる事項を含め広範囲にわたって供述を求めるとことならざるを得ず、その中には、結果として犯罪事実と無関係な又は関係が希薄な事項にかかわる供述等も含まれることがあるところ、仮に、取調べの全過程について録音・録画を義務付けることとすると、刑事手続の推移等により、そのような取調べの状況がすべて後に再生されて公になる場合が生じることとは避けられないことから、関係者の名譽・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれがあるものと考えている。

十三について

捜査に当たっては、客観的な証拠を十分に吟味するとともに、自白の信用性について慎重に検討するなど適正な捜査の徹底に努めることが肝要であると考えている。

取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、第二回答弁書七及び八について述べたとおり種々の問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

平成十九年十月三十一日提出
質問 第一七 四 号

わが国の国土形成計画等に関する質問主意書

提出者 笹木 竜二

わが国の国土形成計画等に関する質問主意書

平成十七年十二月、それまでの国土総合開発法を改正した「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」が施行された。その後、具体的な国土形成計画（全国計画、広域地方計画）に関しては、国土形成計画法に基づき、国土審議会において全国計画を昨年の十一月に中間報告、さらに最終報告を平成十九年中頃を目途に作成して閣議決定。その後、さらに広域地方計画の策定に至るとされている。

そこで、これらの経緯及び公共事業関連計画の策定に関して、以下の点について質問する。

- 1 国土形成計画に関して、以下の点について明らかにされたい。
- 1 当初スケジュールからすると策定作業が遅れていると思われるが、その理由。
- 2 国土形成計画策定の基本要件とはいかなるものか。
- 3 同計画の整備方針の概要を明らかにされたい。
- 4 社会資本整備重点計画法に基づき、平成十五年に同計画が策定された。現在、新たな社会資本整備重点計画を策定中とのことだが、国土形成計画との整合性を明らかにされたい。
- 5 社会資本整備重点計画に基づき、道路、港湾、新幹線、空港等の整備計画が策定されているが、これら整備計画と国土形成計画、社

会資本整備重点計画の整合性について明らかにされたい。

二 道路、港湾、新幹線、空港等の整備計画策定に関して、次の諸観点からの検討及び反映がどのようになされているのか明らかにされたい。

1 国際社会の変化、とりわけわが国を巡る貿易構造の変化は、中国をはじめアジア諸国の経済向上と相俟って、太平洋側、日本海側地域の貿易量、貨物量の取扱高に顕著に表れている。このような物流の動きの観点からの検討状況等。

2 平成十七年からわが国の人口は減少しているが、東京を中心とした三大都市圏への人口流入は依然として続いている。人口の増減に伴う過疎・過密化が、地域に及ぼす影響の観点からの検討状況等。

3 各種車両の交通量、特に冬季における交通手段の確保の観点からの検討状況等。

4 情報・通信手段の整備の観点からの検討状況等。

5 国民生活上、安心・安全の確保の観点からの検討状況等。

6 景観・環境整備の観点からの検討状況等。

7 地域の活性化を図る観点からの検討状況等。

三 道路整備計画については、昨年の経済財政諮問会議における道路特定財源の使途を巡る論議から、新たな整備計画が策定されることとなった。

これらの経緯を踏まえ、以下の点について明らかにされたい。

1 現在策定中とされる「中期計画」の概要及び目的。

- 2 高速道路、高規格道路の採択基準。
 - 3 国土形成計画、社会資本整備重点計画と個別計画の整合性。
- 右質問する。

内閣衆質一六八第一七四号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員笹木竜三君提出わが国の国土形成計画等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員笹木竜三君提出わが国の国土形成計画等に関する質問に対する答弁書

一の1について

国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する国土形成計画については、現在、国土審議会の調査審議を進めているところであるが、同法第八条第一項の規定による都道府県又は指定都市からの計画提案が、今回、非常に多くなされたことから、その内容について、都道府県等との意見交換を行うなど十分な精査をした上で、調査審議を進める必要があるため、当初の予定よりも策定に時間を要しているところである。

一の2について

国土形成計画法において、国土形成計画は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、同法第二条第一項各号に掲げる事項について、策定することとされている。

一の3について

お尋ねの「整備方針」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、国土形成計画の国土の形成に関する基本的な方針等については、国土審議会において、昨年十一月の中間とりまとめや都道府県等からの計画提案等を踏まえ、調査審議を行っているところである。

一の4について

社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)については、同法第六条において、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならないこととされている。新たな重点計画についても、同条の規定に従って、国土形成計画との調和を図っていくこととしている。

一の5及び二について

重点計画に基づいて策定される道路、港湾、新幹線、空港等の整備計画は存在しないため、お尋ねについてお答えすることはできない。

なお、重点計画は、社会資本整備重点計画法第二条第二項各号に掲げる事業に関する計画であり、一の4について述べたとおり、同法第六条において、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならないこととされている。また、新たな重点計画の策定に当たっては、御指摘のような観点も適宜考慮しつつ検討しているところである。

三の1について

お尋ねの「中期計画」は、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成十八年十二月八日閣

議決定。以下「具体策」という。)に基づき、道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備を計画的に進めるため作成するものであり、今後の具体的な道路整備の姿を示すものとなる。

三の2について

お尋ねの「高速道路、高規格道路の採択基準」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、高速道路については、具体策に基づき作成する今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画に即して、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、整備を進めることとなる。

三の3について

お尋ねの「個別計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、具体策に基づき作成する今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画については、国土形成計画及び新たな重点計画の検討状況を踏まえつつ、両計画との整合性が図られたものとなるよう、作成してまいりたい。

平成十九年十月三十一日提出
質問 第一七五号

政治資金の透明性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政治資金の透明性に関する再質問主意書

前回質問主意書では、政治資金の透明性を高める上での現行の政治資金規正法の限界について報じた二〇〇七年十月二十日付毎日新聞一面の記事(以下、「毎日記事」という。)に触れ、内閣として、大臣、副大臣等の認証官は現行の政治資金規

正法では取り決めがされていなくても、自主的に全ての支出について領収書を公開するべきではないかと質問した。このことと「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一四一号)の内容を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「政治資金に関する仕組みは政党その他の政治団体の活動の在り方と密接に関連する事柄であるため、政治資金収支報告書への記載及び領収書等の写しの提出に関する現行の基準を変更すべきか否かについては、各党各会派において十分御議論いただきたいと考えている。」との答弁がなされているが、私が問うているのは、内閣を構成する認証官である大臣間で、「毎日記事」で掲載されているように政治資金の透明性に著しい差があることは、国民の政治資金に対する不信感を助長することにならないかということであり、各党各会派での議論とは別の話である。改めて、閣僚間で政治資金の透明性について著しい差があることに對する内閣としての見解を問う。

二 「前回答弁書」では、「現行の政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)では、経常経費及び政治活動費で一件当たりの金額が五万円未満の支出について、個別の支出内容の報告等は求められていない。お尋ねは、個人の政治活動に関するものであることから、政府としてお答えすることは差し控えた。」との答弁がなされているが、前回質問主意書では、一連の政治とカネにまつわる不祥事を受け、国民の政治資金に対する不信感が高まっている現状を鑑み、せめて内閣を構成する大臣、副大臣等の認証官は、現行法の取り決め如何に関わらず、全ての支出について領収書を公開するなどの方策によ

り、進んで自ら全ての政治資金の使途等を明らかにすることが必要ではないかと問うたものである。右は、内閣の長である内閣総理大臣が公表すると言えは可能なことであると思料するところ、内閣を構成する大臣、副大臣等の認証官は、現行法での取り決めはないにしても、進んで自らの政治資金の使途等を明らかにすることが政治の信頼回復にむけての一助となると考えるが、内閣総理大臣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六八第一七五号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金の透明性に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政治資金の透明性を向上させることは重要であると認識していることは、先の答弁書（平成十九年十月三十日内閣衆質一六八第一四一号）の一についてでお答えしたとおりである。

平成十九年九月二十六日の内閣総理大臣談話及び第百六十八回国会における福田内閣総理大臣の所信表明演説において述べているように、政治資金問題について、法に基づき厳正に管理を行い、問題を指摘された場合には説明責任を徹底的に尽くすとともに、政治倫理にもとることなく、法令を遵守し、政治家の道義を守るよう、閣僚等に徹底しているところである。

なお、政治資金の透明性の向上の見地から、各党各会派において様々な御議論がなされているものと承知しており、その動向を注視したいと考えている。

平成十九年十月三十一日提出
質問 第一七六号

ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六八第一三九号）を踏まえ、以下質問する。

一 ミャンマー治安部隊により日本人ジャーナリストの長井健司さんが二〇〇七年九月に射殺される事件（以下、「事件」という。）が発生してから既に一カ月が過ぎたが、「政府答弁書」では「御指摘の点については、政府としては、引き続き真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めつつ、対応を検討していくこととしている。」との答弁がなされている。「事件」発生から一カ月が過ぎ、未だに「事件」の真相究明及び長井さんが所持していたビデオカメラ（以下、「ビデオカメラ」という。）の返還が実現しないのはなぜか。

二 政府は、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還に関して、ミャンマー政府に期限を設けずに交渉しているが、その理由を明らかにされたい。期限も設けず、「政府答弁書」にあるように「ミャンマー政府の対応を見極めつつ、

対応を検討していく」との悠長な態度で、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還は実現すると政府は考えているのか。

三 「政府答弁書」では、野川保晶在ミャンマー駐節特命全権大使（以下、「野川大使」という。）のミャンマー政府への抗議に関して、「お尋ねの野川ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）駐節特命全権大使によるミャンマー政府への対応は、例えば、平成十九年十月八日、

チョー・トゥー・ミャンマー外務副大臣に対して、また、同月十四日及び二十四日、ニャン・ウイン外務大臣に対して行われた。」との答弁がなされているが、右答弁でいう「ミャンマー政府への対応」とは、具体的に「野川大使」によるどのような行為を指すのか。「野川大使」は右答弁の人物に対して、邦人保護の観点からきちんとした抗議を行い、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還を訴えたのか明らかにされたい。

四 政府は「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還を、具体的期日を設けてミャンマー政府に申し入れるべきではないのか。政府の見解如何。

内閣衆質一六八第一七六号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

現在、政府として、御指摘の真相究明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対する申入れを継続しているところである。政府としては、引き続き我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、対応を検討していく考えである。

三について

お尋ねの野川ミャンマー駐節特命全権大使によるミャンマー政府への対応については、治安当局による実力行使が行われ、長井健司氏が死亡するに至ったことは極めて遺憾である旨抗議するとともに、事件の真相究明及びビデオカメラ等の返還を強く求めたことを指すものである。

平成十九年十月三十一日提出
質問 第一七七号

経済成長を加速する具体的な方法に関する質問主意書

提出者 滝 実

経済成長を加速する具体的な方法に関する質問主意書

二〇〇六年度中に「デフレ」を脱却するということは政府の公約であった。しかし、現実二〇〇六

年度どころか、二〇〇七年度中のデフレ脱却も難しくなったと言われている。一方で平成十九年十月二十六日の答弁書(内閣衆質一六八第二二三号)にて、政府は経済成長の重要性を述べておられた。このことに関連して質問する。

一 現在の日本の名目経済成長率は、OECD三十か国の中で群を抜いて最低である。日本の経済成長をこのように低いものとしているのは、平成十九年四月二十七日の答弁書(内閣衆質一六六第一八七号)で政府がお認めになったように、デフレが続いているからである。成長を加速する方法を検討するには、過去の様々な内閣のどの政策が成功したのか、どの政策が失敗したのかを、冷静に分析することから始めるべきであると考え。図一は、日経平均株価を示している。現在は一六、〇〇〇円程度であるが、一九八九年の最高値三八、九一五円と比べれば四十程度まで下がっている。アメリカ等諸外国では、一九八九年に比べれば株価は数倍に上昇していて、史上最高値を次々と更新しているのに日本経済の低迷のお陰で株価も低迷しているのは明らかである。

歴代内閣別の株価上昇率を年率に直して図二に示した。この図より、株価に関して言えば、小渕内閣の積極財政が最も優れていたということを示している。一人当たりの名目GDPの国際順位を図三で示したが、やはりここでも小渕内閣の積極財政が日本を豊かにしたことが分かる。

小渕内閣は一九九八年七月から二〇〇〇年四月までであったが、発足時の一九九八年度の実質GDP成長率はマイナス一%というひどい状況

態であったものの積極財政が功を奏し一九九九年度には〇.九%、二〇〇〇年度には三.〇%にまで、経済は急回復した。マイナス一%からプラス三%まで押し上げたという、これだけの経済の大躍進は、最近の内閣では見られなかったものである。内閣府の『日本二十一世紀ビジョン』では、二〇〇五年〜二〇三〇年の日本の平均実質GDP成長率が一%半ばとしている。これは緊縮財政が前提であり、積極財政に転換すれば、日本でも三%成長という高成長が実現するということである。

このような過去のデータより、デフレ下における積極財政は、国を豊かにすることが示されたと思うが、どう考えるか。

二 多くの人の懸念は、積極財政によつて借金が増えるのではないかということである。小渕内閣の一九九九年の新規国債発行額は三十七、五兆円、二〇〇〇年度は三十四、六兆円だから、小泉内閣の時代と大差はない。実質三.〇%まで伸ばせたのだから、あの積極財政を続けていたら、やがてデフレ脱却が可能となりデフレターがプラス二%程度に、つまり名目五%成長が可能となったであろう。そうすれば国の債務のGDP比は減ってくる。GDPが五%増大すれば、それは債務のGDP比の分母が五%増大するから比自身は約五%減るわけである。もし債務のGDP比の分子である債務を五%減少させようと思えば債務を約五%減らさなければならぬ。八百兆円の債務の五%は四十兆円であり、一年間で四十兆円の債務を減らすことはできない。つまり、積極財政で成長を加速すれば簡単に債務のGDP比を継続的に減

らすことができるのに、緊縮財政では債務でGDP比をこのように継続的に減らすことは不可能である。このことに同意するか。

三 資産デフレにより失われた資産は千数百兆円だと言われている。阪神淡路大震災の被害は十兆円程度と言われており、その百倍以上の損害である。あの規模の大震災に百回以上も日本列島が襲われたほどの損失が出たのに、民間の力だけで立ち直れと言ふのは無責任ではないか。

図四は、銀行貸出残高の推移である。資産デフレで不動産価格が下落し担保価値が下がり、貸出しが減った。これだけで、百数十兆円ものお金が市中から消えた。まるでブラックホールに吸い込まれるがごとく、お金が消えたわけだ。

お金が消えれば、国民は物を買えなくなる。だから、物が売れなくなり、投げ売りが始まりデフレとなつていく。このようなときに、消えたお金の穴埋めのため、お金を増やしてやるのは国だけである。つまり、デフレ時において、国には、消えたお金の穴埋めをする義務がある。それをしないから、いつまでたってもデフレ脱却ができず、お金がなければ設備投資もできず、旧式の機械をいつまでも使わざるを得なくなり、生産性が上がらないから、日本はどんどん貧乏になる。我々の次の世代に惨めな思いをさせたくないならば、一刻も早くデフレを脱却しなければならぬと思うが、このことに同意するか。

四 二〇〇一年にノーベル経済学賞を受賞したスティーグリッツ氏が二〇〇二年に来日し、財務省でも講演をした。彼の提言は政府貨幣を発行し、それを財源に減税等に使うということであった。デフレで消えたお金の穴埋めをするという意味では最も分かりやすい提案であり、これは政府の借金を増やさないし、むしろ減らすことができる。しかし、現実には、政府貨幣発行で国の歳入になるのは、貨幣流通残高の九十五%相当額のみと法律で決められており、これを変えないと効果が薄いということ、政府貨幣発行を一旦許すと歯止めがきかなくなるかもしれないという不安が残るということで、実現までのハードルは高い。一方、実現が容易で、これと同様な効果があるのが、日銀が長期国債を市場から買い入れ、それと同額の国債を発行し、それを財源として減税なり、財政拡大なりを行い、「消えたお金の穴埋め」をするということである。この提案はバーナンキFRB議長や、ノーベル経済学賞を受賞したサミュエルソン氏、クライン氏など多数の経済学者等が提案している。日銀は、「保有する長期国債の残高の上限を日銀券発行残高とする」という自主規制を保持しているが、バーナンキ氏はこの自主規制を止めるよう勧めている。これらの提案をどのように考えるか。

五 このような消えたお金の穴埋め策は、小渕内閣や高橋是清蔵相等が成功裏に成し遂げた景気刺激策の再現であり、計量経済学に基づいた周到な準備を行つていれば決して過度のインフレに陥ることのないようにできるし、消えたお金の穴埋めという意味で、決して財政規律の崩壊などにあたらない。これにより日本経済が発展すれば円の価値も、日本国債の評価も上がるのは間違いないところであり日本経済の没落を止める特効薬になると思うが、このことに同意するか。

右質問する。



図
一

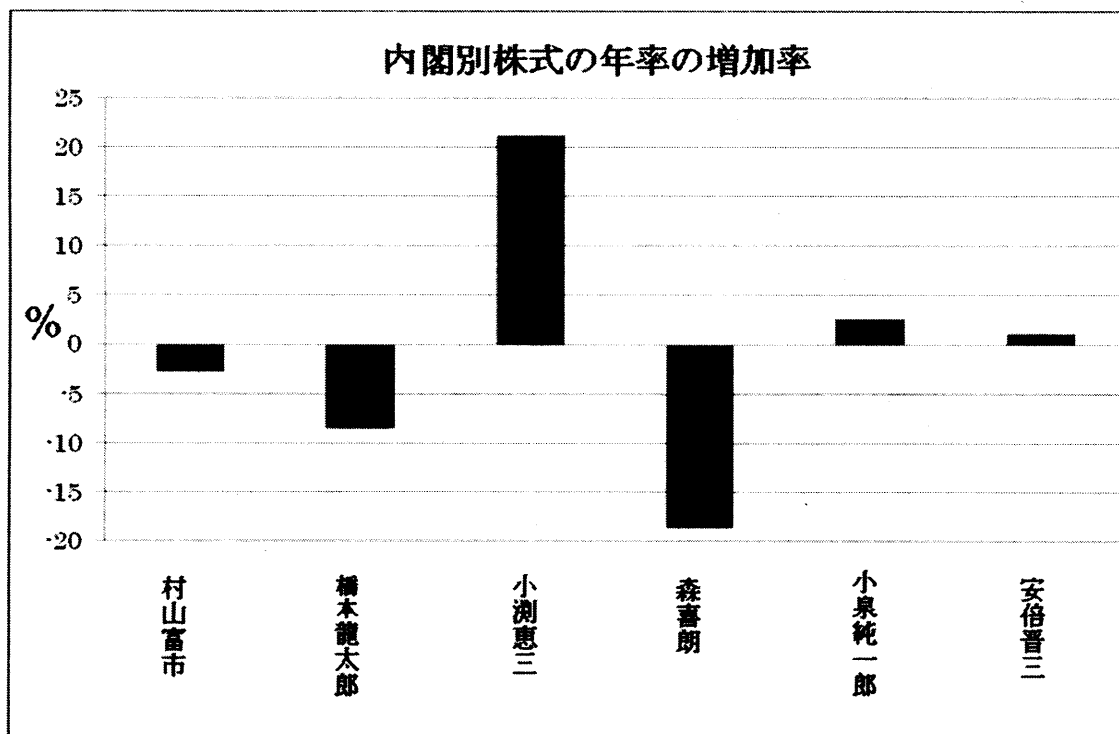
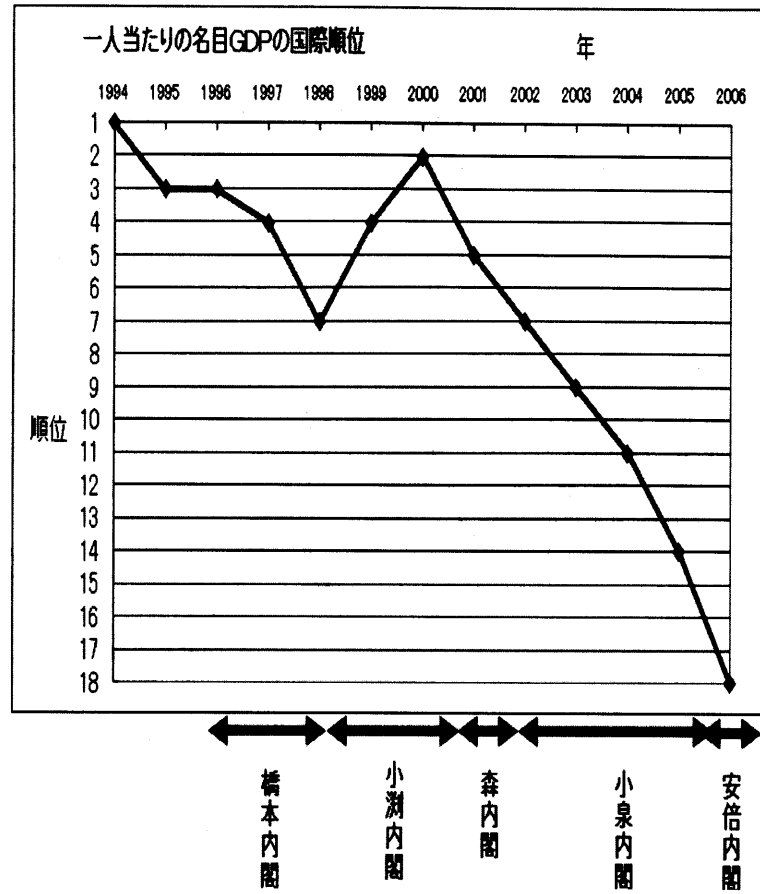
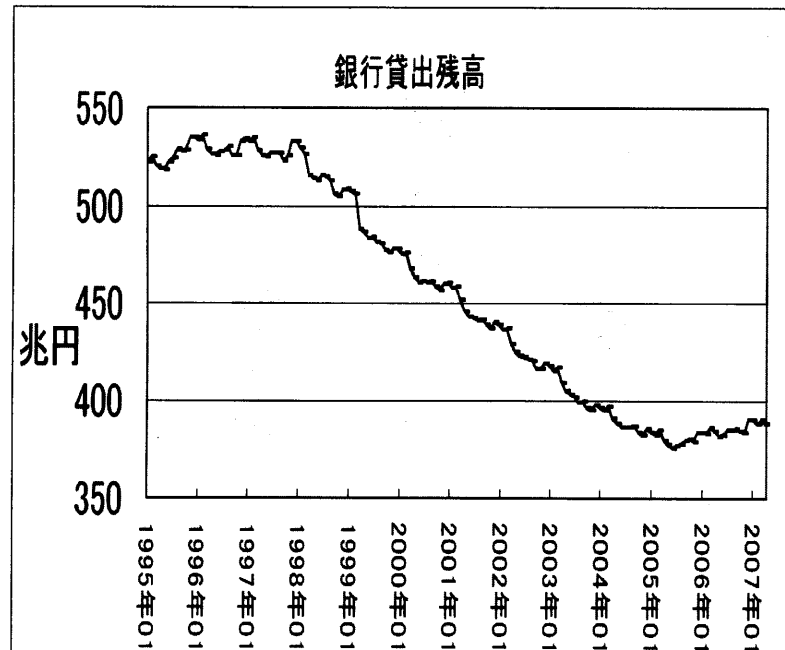


図
二



図三



図四

内閣衆質一六八第一七七号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出経済成長を加速する具体的な方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出経済成長を加速する具体的な方法に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員滝実君提出平成二十年度予算の四十七兆三〇〇億円という上限目標に関する再質問に対する答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第七四号)においてお答えしたとおり、御指摘の財政支出の増加や減税等を含む累次の経済対策については、日本経済が極めて厳しい状況にあった中で景気の下支えに一定の効果があったが、財政赤字が拡大した結果として債務残高を増加させたものと考えている。

二について

政府としては、我が国の極めて厳しい財政状況を放置すれば、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれがあり、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しないとの考え方に基つき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月七日閣議決定)及び「経済財政改革の基本方針二〇〇七」(平成十九年六月十九日閣議決定。以下「基本方針二〇〇七」という。)において、歳出・歳入一体改革を実施することとしたところであり、その実現に向け、正面から取り組むことが必要であると考えている。

三について

政府としては、基本方針二〇〇七において述べているとおり、「再びデフレに戻ることをないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある」と考えている。

四及び五について

日本銀行の長期国債保有の在り方は、日本銀行がその資産及び負債の状況等を踏まえて決定すべき事柄である。なお、日本銀行による長期国債の保有は、日本銀行の負債である日本銀行券の発行残高の範囲内で、安全確実な資産の保有として実施されているものと承知している。

平成十九年十一月一日提出
質問 第一七八号

中国船による我が国の領海への侵入に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

中国船による我が国の領海への侵入に関する
質問主意書

一 二〇〇七年十月二十八日夕方、尖閣諸島の領有権を主張する中国の活動家が乗り込んだ船が同諸島の領海に入り、第十一管区海上保安本部の巡視船による警告を受け、領海外に出るという事件(以下、「事件」という。)が発生してから、政府はどのような初動対応をとり、中国側にどのような抗議をしてきたか、一連の経緯を説明されたい。

二 中国外務省の劉建超報道局長が同年同月三十日の定例会見で、「事件」について「日本側の行

為は国際法違反で、中国の主権侵害だ」と非難したと報じられているが、右劉報道局長の発言に対する政府の評価如何。

三 政府は二の劉報道局長の発言に対してどのような抗議を行ったか。抗議を行った日にち、場所、内容、及び日本側の誰が中国側の誰に対して行ったかを明らかにされたい。

四 過去に、中国の船舶により、尖閣諸島付近で我が国に対して領海が侵犯された事件はあるか。あるならば、直近十年につき、時系列的に明らかにされたい。

五 二〇〇五年十一月四日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六三第三九号)において、政府は「尖閣諸島は、我が国固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配している。」「尖閣諸島をめぐる領土問題は存在していない。」と答弁しているが、四の侵犯に対して、政府はどのように対応してきたか。

六 政府は中国側による尖閣諸島付近での我が国に対する領海侵犯に対して、何らかの防止策をとってきたか。

七 六で、何らかの防止策をとってきたならば、今回「事件」が起きた理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一七八号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国船による我が国の領海への侵入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出中国船による我が国の領海への侵入に関する質問に対する
答弁書

一について

御指摘の平成十九年十月二十八日夕方に発生した事案(以下「今回の事案」という。)について、政府としては、発生後直ちに情報収集体制を強化するとともに、現場海域において、尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的とした中国人が乗り込んだと疑われる船舶が尖閣諸島に接近しないよう海上保安庁の巡視船等により必要な規制を実施し、これを排除したところである。また、中国政府に対し、外交ルートを通じて、今回の事案の発生が極めて遺憾であり強く抗議する旨申し入れたところである。

二について

御指摘の中国外交部報道官による発言自体は承知しているが、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識しており、同発言は全く受け入れられない。

三について

一について述べたとおり、今回の事案発生時に、既に中国政府に対して今回の事案の発生が極めて遺憾であり強く抗議する旨を申し入れている。その後、御指摘の中国外交部報道官の発言がなされたが、尖閣諸島が我が国固有の領土であり、解決すべき領有権の問題はそもそも

存在しないとの立場にかんがみても、改めて申し入れを行うまでもないと考える。

四について

直近十年で、日本船籍以外の船舶が尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として、同諸島の領海に入った事案は、九件十二隻であり、具体的には次のとおりである。平成九年五月二十六日、船舶三隻。平成九年七月一日、船舶一隻。平成十年六月二十四日、船舶一隻。平成十五年六月二十三日、船舶一隻。平成十五年十月九日、船舶一隻。平成十六年一月十五日、船舶二隻。平成十六年三月二十四日、船舶一隻。平成十八年十月二十七日、船舶一隻。平成十九年十月二十八日、船舶一隻。

五について

四について述べた事案について、政府としては、関係省庁において情報収集を行ったほか、尖閣諸島付近海域に配備している巡視船艇等により、尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として、同諸島の領海に入つた船舶を排除するとともに、外交ルート等を通じて抗議を行うなど、関係省庁が連携して対応してきたところである。

六について

尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として同諸島の領海に入る日本船籍以外の船舶に対して、政府としては、同諸島付近海域に常時巡視船を配備し、併せて航空機により随時しう戒を行い、関係省庁において情報収集を行うとともに、外交ルート等を通じて申し入れを行うなど、関係省庁が連携して対策を講じてきたところである。

七について

今回の事案については、あらかじめ配備していた巡視船等により尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的とした中国人が乗り込んだと疑われる船舶を領海外に退去させるなど厳正に対処したところである。今回の事案が発生したことは極めて遺憾であるが、引き続き関係省庁で連携し、なるべく対応していく所存である。

平成十九年十一月一日提出
質問 第一七九号

イランでの邦人拘束に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

イランでの邦人拘束に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一一二号)を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇七年十月のイラン南東部で中村聡志さんが誘拐されるという事件(以下、「事件」という。)に関して、「前回答弁書」では現時点において被害者に危害が加えられたとの情報には接していない。との答弁がなされているが、現在中村さんの安否について政府はどのような情報を有しているか明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、「事件」発生に際し、「被害者」からの電話を受け、在イラン日本国大使館においては、平成十九年十月八日日本時間午後十一時三十分、堂道秀明イラン・イスラム共和国駐節特命全權大使を本部長とする現地対策本部を設置し、被害者の無事救出に向け、情報収集及びイランの関係当局への協力要請を開始した。との答弁がなされているが、これまで堂道

秀明イラン・イスラム共和国駐節特命全權大使を本部長とする現地対策本部(以下、「対策本部」という。)は、中村さん救出に向けてどのような働きかけをイラン関係当局のどこに対してしてきたか明らかにされたい。

三 政府は「事件」の主犯と思われる人物・グループについて現時点でどのような情報を有しているのか明らかにされたい。

四 「前回答弁書」では、「事件」発生に際し、「外務本省においても同大使館からの連絡を受け、

平成十九年十月九日日本時間午前八時二十分、領事局長を長とする連絡室を設置し、さらに同月十日日本時間午後三時、同連絡室を小野寺五典外務副大臣を本部長とする緊急対策本部に改めた上で、引き続き被害者の無事救出に向けて種々の対策を講じてきている。との答弁がなされているが、右答弁でいう「種々の対策」とは具体的にどのようなものか明らかにされたい。

五 「事件」に関する一連の報道を見る限り、例えば二〇〇七年十月三十一日の記者会見で坂場報道官は「昨日の段階で、イラン側からは無事であるという連絡を頂いています。」と述べ、また町村信孝官房長官は同年十月二十九日の記者会見で「日本時間二十八日午前十三時三十分のイラン政府の連絡によれば、被害者は無事だ。それ以外、特段の新たな報告すべき動きはない」、また同年十月三十日の記者会見では、あ、ちよつとイランね。なかなかどなたも最近お聞きにならないから。二十九日月曜日日本時間二十二時三十分、イラン外務省幹部から同日、在イラン日本大使に対して、被害者の無事は確認されている。引き続き犯人グループに速やかに

邦人の解放をするよう働きかけている、こういう説明があったということでございます。」と述べている。右坂場報道官と町村官房長官のコメントからは、「事件」に関する情報は全て現地イラン当局から得ているとの印象を受けるが、「対策本部」及び外務省は、主体的に「事件」解決及び中村さん救出に向けてどのように動いているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一七九号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する再質問に対する答弁書

一について

現時点において被害者に危害が加えられたとの情報には接していない。

二について

堂道秀明イラン・イスラム共和国駐節特命全權大使(平成十九年十一月四日以降は城田安紀夫イラン・イスラム共和国駐節特命全權大使)を本部長とする現地対策本部は、イランの外務省及び治安当局に対し、累次にわたり、被害者の安全を最優先としつつその一刻も早い救出を実現するよう求める旨の要請を行つてきている。

三について

お尋ねの情報については、イラン当局による捜査の具体的内容にかかわる事項であると認められることから、これを明らかにすることは差し控えたい。

四及び五について

外務省においては、平成十九年十一月五日までに緊急対策本部会議を八回にわたり開催し、現地対策本部等を通じて収集した情報等を基に対応策を協議したほか、高村正彦外務大臣がイランのモッタキ外務大臣と電話で会談し、被害者の安全を最優先としつつその一刻も早い救出を実現するよう求める旨の要請を行うなどの対応を行ってきた。

平成十九年十一月一日提出
質問 第一八〇号

薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問主意書

(薬害肝炎大阪訴訟原告一六番の方及びあとの一人の同様の被害者に対して)

一 国が、フィブリノゲン投与についての資料を持ちながら、投与はなかったと裁判で主張したことについて、大阪原告一六番の方に、謝罪すべきであると考えがいかか。

二 国が、大阪原告一六番の方について、一九八七年六月二日に副作用報告を製薬会社から受け、二〇〇二年の四一八人のリスト作成段階で

もフィブリノゲン投与を確認しながら、感染告知を行わなかったことについて、謝罪すべきであると考えがいかか。

三 四一八人のリストにあった被害者のうち、あ

と一人についても、国は、薬害肝炎訴訟においてこれまでフィブリノゲン投与を否定してきたとの報道がある。これが事実ならば、速やかに、この方についても、事実関係を確認し、裁判での主張取下げ及び謝罪を行うべきであると考えがいかか。

四 質問一及び二、三の謝罪は、外添厚生労働大臣が直接会って、大阪原告一六番の方などの被害者に行うべきであると考えがいかか。

(C型肝炎ウイルスに感染した恐れのある四一八人のリストについて)

五 国はリストにある被害者に対し、速やかに告知を行うべきであると考えがいかか。

六 質問五の告知後の検査・相談については公費で対応すべきであると考えがいかか。

七 過去の副作用情報を得た際に、四一八人のリストをはじめとした被害者に対する告知がなされていれば、C型肝炎の肝硬変・肝癌への進行や死亡が回避できていたケースも考えられる。

薬害の被害拡大の防止、国民の生命を守ることは、厚生労働省の本来の仕事である。将来の薬害においては、このような薬害拡大や国民の生命に対する軽視が繰り返されないようにする必要がある。

このため、四一八人のリストなどの副作用情報がありながら、速やかな告知を行わなかったことに関する、担当者の刑事責任の有無につ

て検討するとともに、もし刑事責任が問えるのであれば、告発すべきであると考えがいかか。

右質問する。

内閣衆質一六八第一八〇号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎大阪訴訟及び四一八人のリストに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

厚生労働省としては、御指摘の「四一八人のリスト」に記載がある方々(以下「リスト記載者」という。)については、田辺三菱製薬株式会社に對し、本人へのフィブリノゲン製剤等の投与の事実の伝達及び肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけ(以下「受検の呼びかけ等」という。)を医療機関に対して依頼するよう指示するとともに、関係医療機関に対し、診療録その他の資料からリスト記載者を可能な限り特定し、受検の呼びかけ等を行う等の協力の依頼をするなどの取組を進めているところである。

六について

現在、C型肝炎に限らず、保健所等において公費による肝炎ウイルス検査等が実施されているところであるが、厚生労働省としては、今後、受検者の自己負担の軽減等の観点から、当該検査に係る国庫補助事業の見直しについて検討してまいりたい。

七について

御指摘の事実関係については、現在、厚生労働大臣の命により設置された「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」において調査を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

平成十九年十一月一日提出
質問 第一八一号

肝炎対策に関する質問主意書

提出者 山井 和則

肝炎対策に関する質問主意書

一 外添厚生労働大臣は薬害C型肝炎訴訟の原告に会うべきと考えるがいかか。

二 国は薬害肝炎の責任を認め、謝罪すべきであると考えがいかか。

三 薬害肝炎と認定された患者には、インターフェロン治療のみならず、すべての検査も治療も自己負担ゼロにして、国と企業がその費用を払うべきではないか。

四 国は、薬害肝炎と認定された患者にはインターフェロン治療の際の休業補償も行うべきではないか。

官 報 (号 外)

五 告知については、企業や医療機関任せでなく、国も企業や医療機関から情報を得て、直接、医療機関に対して、迅速な告知を指導するとともに、必要であれば国が直接、本人に告知すべきではないか。

六 医療機関にカルテが残っていない可能性もあるのに、カルテ以外の投薬証明なども調査して、患者を特定すべきではないか。

七 薬害肝炎の報道により、不安に思っている患者が多い。また、不安に思った患者が医療機関に問い合わせても、カルテがないと門前払いにあうケースも多い。そこで、国が緊急の肝炎電話相談を行うべきではないか。

八 七において、カルテが医療機関に残っていないため、患者が医療機関に問い合わせても門前払いになる可能性が高い。そのような相談を国が受けた場合には、国が医療機関と患者の間に立って調整し、問題を解決すべきと考えるがいかがか。

九 弁護士が全国各地でボランティアで行っている肝炎無料電話相談に国が助成を行うべきではないか。

十 四一八人のリストにある方に対する告知の進捗状況を国が毎月、確認し、プライバシーに配慮しつつ、進捗状況を公表すべきではないか。

十一 十で告知した患者の実態調査を行い、その結果を、プライバシーに配慮しつつ、実態調査の結果を毎月公表すべきではないか。

十二 患者や遺族からの問い合わせには、リストに含まれているか否かを一週間以内に回答するようにベネシス社を指導すべきではないか。

十三 十二の結果、リストに含まれていて重度化

あるいは死亡の場合には、国としてはどのように責任をとるつもりか。

十四 過去の副作用情報の際に、患者に告知していたら、重度化や死亡が回避できていたケースもある。これに関して、当時の厚生労働省担当者は刑事責任を問われる可能性はあるのか。

十五 肝硬変や肝臓がんで一日に肝炎患者一二〇人が亡くなっている緊急性にかんがみ、国は大阪高裁から所見が一月七日に出た場合には、早急に所見を受け入れるべきではないか。

十六 十五において、舛添大臣は、速やかに原告に面会し、謝罪すべきではないか。
右質問する。

内閣衆質一六八第一八一号
平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五及び六について

厚生労働省としては、御指摘の「四一八人のリスト」に記載がある方々(以下「リスト記載者」という。)については、田辺三菱製薬株式会社に対し、本人へのフィブリノゲン製剤等の投与の

事実の伝達及び肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけ(以下「受検の呼びかけ等」という。)を医療機関に対して依頼するよう指示するとともに、関係医療機関に対し、診療録その他の資料からリスト記載者を可能な限り特定し、受検の呼びかけ等を行う等の協力の依頼をするなどの取組を進めているところである。

七及び八について

厚生労働省としては、「C型肝炎ウイルスの検査受診の呼びかけ」の中でフィブリノゲン製剤の納入先とされている約七千の医療機関の名称等を公表した平成十六年十二月以降、過去の出産時のフィブリノゲン製剤の投与による肝炎感染の不安を訴える方等について、医療機関の対応に関する相談も含め、電話による相談対応を行ってきたところであり、今後ともこれを適切に行っていく考えである。

九について

御指摘の「肝炎無料電話相談」の具体的な活動内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

厚生労働省としては、フィブリノゲン製剤等の投与の事実のリスト記載者に対する伝達状況について、随時公表することとしている。

十一について

御指摘の「実態調査」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、リスト記載者の症状等の調査がその内容に含まれるのであれば、当該調査の実施については、プライバシーの確保、本人からの同意の取得等が問題となると考えている。

十二について

厚生労働省は、株式会社ベネシスから、本人及び本人の遺族等から当該本人がリスト記載者であるかどうかについて問い合わせがあった場合には、それに適切に応じる考えであると聞いていたが、同社の対応が不適切である場合には、適切に対応するよう指導等を行う考えである。

十三及び十四について

現在、厚生労働大臣の命により設置された「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」が当該資料の収集から公表に至る経緯等について調査を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

なお、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであると考えている。

十五及び十六について

十一月七日に御指摘の所見は出ていないが、現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

平成十九年十月十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)に対し旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によつてもたらされている脅威(以下「テロ攻撃による脅威」という。)がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議第三百六十八号、第三百七十三号その他の同理事会決議が国際連合のすべての加盟国に対し国際的なテロリズムの行為の防止等のために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、及び同理事会決議第七百七十六号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみ、テロ

対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 補給支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 補給支援活動については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないことと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 公海(インド洋、ペルシヤ湾を含む。以下同じ。)及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。及びその上空

二 外国(インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。以下同じ。)の領域(当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に

限る。)

4 内閣総理大臣は、補給支援活動の実施に当たり、第四条第一項に規定する実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、補給支援活動の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 テロ対策海上阻止活動 諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

二 補給支援活動 テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を含むものに限る。)に係る活動をいう。

(実施計画)

第四条 内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画(以下「実施計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 補給支援活動の実施に関する基本方針

二 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項

三 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

四 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項

五 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

六 その他補給支援活動の実施に関する重要事項

3 第一項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(補給支援活動としての物品及び役務の提供の実施)

第五条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、実施計画に従い、補給支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、実施計画に従い、補給支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該補給支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

官 報 (号 外)

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は実施計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 補給支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該補給支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該補給支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(物品の無償貸付及び譲与)

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、その所管に属する前条第一項の物品につき、諸外国の軍隊等からテロ対策海上阻止活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があった場合において、当該テロ対策海上阻止活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(国会への報告)

第七条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 補給支援活動が終了したときは、その結果(武器の使用)

第八条 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成
年法律第 号) 補給支援活動としての
の物品の提供

附則第八項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供

附則第九項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

(この法律の失効等)

第三条 この法律は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要があると認められるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

第四条 前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して一年を経過する日以後においても補給支援活動を実施する必要があると認められるに至ったときは、別に法律で定めるところによ

り、同日から起算して一年以内の期間を定め、その効力を延長することができる。

第五条 前条の規定は、同条(この条において準用する場合を含む。)の規定により効力を延長した後その定めた期間を経過しようとする場合について準用する。

理 由

我が国が旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議第千三百六十八号その他の同理事会決議を受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続していること等にかんがみ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)に対し旧テロ対策特別措置法(平成十三年法律第百十三号)に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、この法律に基づく補給支援活動を適切かつ迅速に実施することとし、同活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たつたものであつてはならず、同活動は、我が国領域並びに戦闘行為が行われていないインド洋等(その上空を含む。)及び外国の領域(当該外国の同意がある場合に限る。)において実施するものとする。

2 補給支援活動とは、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を含む。)に限定するものとする。

3 内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たつては、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画(以下「実施計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、実施計画の決定又は変更があつたときは、その内容を、補給支援活動が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。

5 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己等又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命等の防護のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができるものとする。

6 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失ふこと。ただし、その日より前に、補給支援活動を実施する必要があると認められるに至つたときは、速やかに廃止すること。

なお、一年を経過する日以後においても必要があるときは、別の法律により、一年以内の期間を定めて、その効力を延長することができるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もつて我が国を含む国際

社会の平和及び安全の確保に資するものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十九年十一月十二日

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長 深谷 隆司
衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体） 一一〇円	本号一部 一一五円